

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	87 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	63 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から60年2月まで

私は、昭和55年2月に退職後、A市役所で厚生年金保険から国民年金保険への切替手続きをした。

申立期間の国民年金保険料の納付は、ほとんど母に任せていたが、保険料は年金袋に入れて冷蔵庫の扉に貼り付けていたので、忘れずに納付していたはずである。

社会保険庁の記録では、昭和57年1月に資格を喪失していると記録されているが、私が、資格喪失届を提出した覚えはない。

申立期間は生活が苦しい時期だったが、納付を忘れることは無かった。

申立期間の保険料は納めているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人は、昭和44年9月に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得後、同年9月から同資格喪失前月の51年9月までの国民年金保険料をすべて納付している。また、その後、厚生年金保険の喪失翌月の55年3月26日に再び国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、57年1月29日に同資格を喪失していることが確認できる。

申立期間のうち、昭和55年3月から56年12月までの期間の保険料については、上述のとおり厚生年金保険の喪失翌月に国民年金に任意加入して資格を再取得しており、申立人の陳述と符合する。

また、申立人は、昭和55年3月に自ら資格取得手続きを行ったものと推認されるところ、国民年金に任意加入しながら、保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 60 年 2 月までについて、申立人は、上述のとおり、57 年 1 月 29 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

国民年金の任意加入被保険者は、制度上、資格喪失後の国民年金保険料を納付することができないことから、申立人は昭和 57 年 1 月以降の保険料を納付することはできない。

また、申立人が、資格を喪失して以降に国民年金に再加入した事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、行政機関においては資格喪失日以降の保険料徴収は行われなかったため、その後、約 3 年間の保険料を従前同様に納付していたとする申立人の陳述は符合しない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 60 年 2 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、同期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年9月まで

私は、当時通っていたA学校の勧めで、20歳になった昭和37年ごろ、自分で国民年金に加入し、それ以降の国民年金保険料をずっと納付していた。

申立期間の保険料は、区役所窓口又は自宅に来る集金人に、1回あたり300円ぐらいを定期的に納付していたことを覚えている。

私は、20歳で国民年金に加入して、以降の保険料をすべて納付していたのに、申立期間の保険料が未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間直後から国民年金保険料が納付されており、昭和41年に結婚後も任意加入期間中の保険料に未納は無く、国民年金加入当時の申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月に払い出されたことが確認できるところ、保険料の納付意識が高かったと考えられる申立人が、同年6月に手帳記号番号の払出しを受けて、同年10月まで保険料納付の開始時期を遅らせたとは考え難い。

また、申立期間のうち、当該期間の6か月の保険料は、現年度保険料であり、申立期間の保険料を区役所窓口又は集金人に納付したとする申立人の陳述に符合する。

一方、申立期間のうち、昭和37年11月から39年3月までの保険料について、申立人は、20歳になった37年ごろに国民年金に加入し、申立期間を含む以後の保険料を定期的に納付したと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は、昭和39年6月に払い出

されており、申立期間のうち、37年11月から39年3月までの保険料は、過年度保険料となり、当該期間の保険料は、区役所又は集金人に納付することができず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和37年11月から39年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、このほか、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和45年4月から同年7月までの間ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付した。

私は、*月が誕生月なので、きりの良い昭和45年1月からの保険料を納付したいと加入手続の際に市役所で依頼したところ、後日、申立期間の保険料の納付書を送付してもらった。

その後、昭和45年8月ごろに、市役所で同年7月から同年9月までの保険料を納付する際、申立期間の保険料も一緒に納付したと思う。

申立期間の保険料は、納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和45年4月から60歳に到達する平成8年*月までの約27年間にわたり国民年金保険を完納している。

また、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、A市では、当時、過年度期間の納付書を作成して交付することを、行っていたとしており、申立人の陳述と符合している。

加えて、申立人は、申立期間の前に約8年間の未納期間があるものの、納付の記憶が無い期間は申し立てしていないなど、いたずらに納付を申し立てしているとは考えられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間、49年4月から同年6月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和50年10月から同年12月まで

私は、昭和48年2月に結婚をしてA市からB市に転居し、A市で発行された国民年金手帳を持参して変更手続を行った。その後、B市から3か月ごとに納付書が送付されてきて、国民年金保険料を納付した。49年12月にC市D区に引っ越してからは、D区から1年分まとめて納付書が送られてきて、その納付書により保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に結婚し、B市に転居して以降の申立期間①及び②の保険料についてはB市から送付されてきた納付書で納付し、49年12月にC市D区に転居して以降の申立期間③及び④の保険料については、D区から送られてきた納付書で納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①及び②について、申立人の特殊台帳を見ると、申立人の住所はB市の住所となっていることが確認できる。この特殊台帳は、昭和48年に更新されたものであり、社会保険事務所は同年には申立人の住所がB市であることを把握していることから、申立人は、同年にはB市への住所変更手続を適切に行っていたものと推定できる。

当時、B市では、年度当初に1年間分の納付書を送付しており、年度当初と

なる申立期間①及び②の保険料を納付しなかった場合、それ以降の保険料を納付する際に、申立人は申立期間①及び②の保険料を納付していないことに気付くと考えられる。

また、申立期間③及び④について、昭和49年12月にC市D区に転居して以降、生活状況に大きな変化は見られない。

さらに、昭和49年10月から同年12月までの保険料は、未納の記録になっていたが、平成19年7月23日に、申立人の所持する当該期間の領収証書に基づき記録が訂正されていることから、これに近接する申立期間②及び③についても、記録の誤りがあった可能性がうかがえる。

加えて、4つの申立期間は、それぞれ3か月又は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外、保険料をすべて納付しており、また、昭和49年11月以降は任意加入期間として保険料を納付しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から37年3月まで

父親が私の国民年金の加入手続を行った。また、私が結婚する昭和45年12月までは、その父親が母親と私の分を含めて一人月額100円の保険料を定期的に集金人に納付していた。年金記録を確認したところ、父親が納付した期間のうち、5か月分の未納期間が分かった。既に父親は亡くなっているため、詳しいことは分からないが、父親が定期的に納付したはずであり、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、以後、申立人が結婚する昭和45年12月までの保険料は、その父親が母親と申立人の分を併せて、定期的に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の納付記録について、社会保険庁のオンライン記録をみると、国民年金加入期間480か月のうち、475か月の保険料は納付済みであるほか、20歳以降、父親が納付したとする昭和45年12月までの間についてみると、5か月という比較的短い申立期間を除く105か月は納付済みであり、申立人の父親が積極的に申立人の保険料を納付したことがうかがえる。

また、申立人の父親の納付記録について、社会保険庁のオンライン記録をみると、国民年金制度発足時の昭和36年4月以降、申立期間を含め60歳に達するまでの173か月の保険料を完納しているほか、併せて一緒に納付したとする母親についても、同様に179か月の保険料を完納しており、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年8

月 31 日であることが、同手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立期間は過年度期間となるものの、払出時点から 39 年 1 月末までは過年度納付が可能であったほか、申立期間当時の市においては、預かり証の取扱いにより集金人に過年度納付が可能であった形跡がうかがえる。

これらの点を踏まえると、申立期間について、集金人により過年度納付の勧奨がなされ、父親により納付された可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から同年9月まで

昭和60年ごろに国民年金の加入手続をした。既に35歳を過ぎていたので、加入時にさかのぼって支払う必要があると言われた。また、今なら2年前までの保険料をさかのぼって納付できると言われたので、同年4月に2年分の保険料をさかのぼって納付したはずである。ねんきん特別便を見ると、さかのぼって納付した期間のうち、9か月の未納とされていることが分かり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続時点において既に38歳に達していたため、さかのぼって納付する必要があると言われ、申立期間を含めた2年分の国民年金保険料を過年度納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、60歳に到達するまでの国民年金加入期間285か月のうち、申立期間を除く276か月の保険料は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の加入手続時期をみると、昭和60年4月10日であることが、市の記録から確認できる。この場合、加入手続時点から同年4月末日までは、申立期間の保険料を過年度納付することは可能な期間であったほか、申立人は昭和60年度の保険料を前納していることが社会保険庁の記録から確認でき、この前納時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、加入手続時点において、既に38歳に到達していた申立人は、納付可能な過年度期間であった昭和58年1月までの過年度納付を行った上、60歳

まで欠かさず継続して納付した場合でも、年金受給資格である納付月数 300 か月に 10 か月不足する。一方、60 歳以降の任意加入制度の法律は、60 年 5 月に成立した点を踏まえると、行政側が不足する期間は 60 歳以降に任意加入することを前提とした上で、納付可能な過年度期間であった 58 年 1 月に資格の取得を行ったものと推測できる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、加入時期において前納する一方で、納付可能な過年度期間を看過するとは考え難く、申立期間については、前納と同時期に、過年度納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から50年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで
③ 昭和51年7月から52年3月まで
④ 昭和56年10月から57年1月まで

国民年金に加入することは強制であったことから、昭和39年4月に夫が私の国民年金の加入手続をした。

加入後は、夫又は私が夫婦二人分の保険料を毎月自宅に来訪する自治会の集金人に納付していた。

集金人は、台帳を持っており、当該月欄に押印していたが、領収書をもらうことも年金手帳に押印することもなかった。

保険料額等は覚えていないが、申立期間の保険料は納付していた記憶があるので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に夫が国民年金の加入手続をし、以降は夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月に払い出されていることが同払出簿から確認でき、39年4月に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、手続時点においては、申立期間①のうち、48年3月以前の保険料については時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、昭和48年4月から50年3月までの保険料については、過年度納付は可能であったものの、その場合、集金人に現年度納付していたとする申立人の

陳述とは符合しない。

さらに、A市における昭和49年3月までの保険料の収納方法は、集金人による印紙検認方式であり、年金手帳に印を押してもらうことは無かったとする申立人の陳述とは符合しない。

次に申立期間②及び③についてみると、申立期間と同期間について、夫の納付記録は未納となっており、この期間について申立人のみ保険料を納付していたことは考え難い。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には昭和36年8月に同じA市において、別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できる。一方、この手帳記号番号払出簿には、「不在消除」と記載されていることから、いったん手帳記号番号が払い出されたものの、保険料の納付が無いまま取消しに準じた処理がなされたものと推定できる。

このほか申立期間①、②及び③について、保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に申立期間④についてみると、申立期間と同期間について、夫の記録は納付済みとなっている。

また、昭和50年4月以降、申立期間④直前までの間について、夫婦二人の納付記録をみると、納付済期間及び未納期間を含め夫婦同一の納付形態となっており、当時は、夫婦二人分を一緒に納付していたものと推定できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から同年 9 月まで
④ 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 47 年 6 月ごろ、私が国民年金の加入手続を行い、私自身が夫婦二人分の保険料を毎月納付していた。また、途中から口座振替で納付していた。しかし、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 6 月ごろ国民年金に加入して以降、当初は申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付し、途中からは口座振替で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人に係る市の被保険者名簿の作成日から、昭和 52 年 9 月ごろになされたものと推定できる。この場合、手続時点では、申立期間①のうち、50 年 6 月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、47 年 6 月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間②及び③について、社会保険庁の特殊台帳を見ると、未納のため催告されていることが確認できる。

さらに、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の納付記録をみると、申立人と同様、申立期間②及び③については未納であることが、社会保険庁のオンライン記録及び市の収滞納一覧表から確認できる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁

のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間④についてみると、申立人及び申立人の妻が口座振替の手続を行ったのは昭和 55 年 9 月 30 日であることが、市の被保険者名簿から確認でき、途中から口座振替で納付していたとする陳述と符合する。

また、申立人の妻の納付記録をみると、口座振替による納付を開始して以降の申立期間④を含む期間についてすべて納付済みであることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人及びその妻の納付状況をみると、昭和 63 年度に夫婦共に振替不能による未納があったことが、市の収滞納一覧表から確認できるものの、社会保険庁の記録では納付済みであることが確認できる。

これらの点を踏まえると、当時、市においては振替不能の場合、再振替は行わず、納付書を郵送したとしていることから、申立期間④については、市の納付書又は国庫金納付書により、納付していた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から同年12月まで

結婚して夫のA業店の手伝いをしている時に、夫の保険料を集金に来た集金人から、会社に勤めていない人は国民年金に入らないといけないと加入を勧められ、集金人が手続してくれた。その後は、金庫番をしていた夫が保険料を集金人に納めてくれていたはずであり、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人の勧めで国民年金に加入して以降、夫が保険料を現年度納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、厚生年金保険からの切替えであること、前後の被保険者の払出日及び同払出簿における申立人の氏名が旧姓で記載されていることから、昭和40年10月から同年12月の間に払い出されたものと推定できる。この場合、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間の保険料は納付済みであることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間を除く国民年金の加入期間の保険料はすべて納付済みである。

これらの点を踏まえると、申立期間については、夫により納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

昭和46年又は47年ごろ、身内の者が市役所の国民年金課の職員の勧めで国民年金に加入したのに影響を受けて、私も加入しようと思い、A市役所のB出張所で加入手続をした。加入後初期のころは、保険料は集金人に納付し、納付した際に年金手帳に領収印を押してもらったように思うが、納付金額等細かいことは覚えていない。最近、年金加入記録のお知らせが送られてきて、加入当初の3か月だけ未納になっているのを初めて知った。申立期間から何十年も経っているため当時の記憶は定かではないが、保険料は長年欠かさず納付してきたつもりであり、未納期間があるとは思えないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入当初の3か月のみ未納とされているが、加入以来、長年にわたって保険料を欠かさず納付してきたつもりであり、未納期間があるとは思えないと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、申立人は昭和47年1月17日に任意加入の届出をし、同年2月24日に年金手帳の交付を受けていることが市の被保険者名簿及び申立人所持の年金手帳から確認できる。次に、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間に後続する同年4月から第3号被保険者に適用される直前の61年3月までの168か月について現年度納付されている上、そのうち、申立期間に近接した昭和48年度から51年度までについては保険料が前納されていることが社会保険庁の納付記録から確認でき、前述の任意加入している点も考え併せると申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する年金手帳の印紙検認欄には、保険料を現年度納付し

た場合に押されるべき検認印が申立期間については認められないものの、申立期間当時、市は、加入後初回の保険料納付時において、過年度の未納期間が存在する場合、被保険者に納付勧奨^{かんが}を行っていたと考えられることから、申立人の納付意識の高さに鑑みると、それを看過するとは考え難く、申立期間については、市の勧奨を受け、過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、昭和49年2月に結婚し、A市からC市B区に転居してきた。国民年金の住所変更手続等は、B区役所で同年3月8日に行い、その時は国民年金保険料を納付しなかったが、同月の夫の給料日に、私が区役所に出向き、申立期間の保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和49年3月までの国民年保険料を、転居前のA市において納付していることが申立人の所持する領収証書により確認できる上、納付記録の始まる48年4月以降、申立期間の3か月を除き、保険料をすべて納付しており、第3号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適正に行われていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の家計簿を所持しており、その内容等から、当時、申立人によって記載されたものと認められる上、昭和49年3月26日(火)の欄には、収入として申立人の夫の給料及びその金額が記載されているほか、保険・貯金として「国民年金 900円×4.5.6月分 2,700円」の記載が確認でき、その金額は、申立期間の保険料額と一致しているとともに、申立人が国民年金の住所変更手続を行った月の夫の給料日に、申立期間の保険料を納付したとする申立内容を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、中学校を卒業してから仕事の見習いとして事業責任者のところに住み込みで働いていたが、私が20歳になったころ、突然、女性の集金人が、えび茶色の国民年金手帳を持参して保険料の集金にやって来た。保険料は月100円で、当初は毎月集金に来ていたが、後に3か月ごとに来るようになり、保険料を納付すると手帳に印紙を貼^はり、丸いゴム印を押していたことを覚えている。

昭和39年4月に、事業責任者のところを離れ、妻と暮らすようになるまでは、私が保険料を集金人に納付してきたが、それ以降は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになった。

当時の年金手帳は、引っ越しの際に紛失して所持していないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころに集金人が申立人の国民年金手帳を持参して来た時から、申立人自身が集金人に国民年金保険料を納付し、申立人の妻と暮らすようになった昭和39年4月以降は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになったと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、36年7月1日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の保険料は、集金人に納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人は、申立人自身が保険料を納付していたとする住み込み当時の納付状況等を詳細かつ明瞭に陳述しており、その内容に特段不合理な点がうか

がえない上、申立人が記憶する最初の国民年金手帳の色は、当時の年金手帳の色と符合していることなどを踏まえると、住み込み当時の申立人の陳述内容は、基本的に信用できる。

一方、昭和39年4月から申立人と暮らすようになり、それ以降、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻についてみると、その国民年金手帳記号番号は、44年5月29日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の妻に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料となるが、申立人の妻は、過去の保険料をさかのぼって納付したことは無いと陳述しており、申立期間のうち、妻の国民年金被保険者期間も同様に未納となっている。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人の妻の加入手続が行われたとみられる昭和44年5月時点において、現年度納付が可能であった申立期間直後の同年4月以降の保険料は、申立人及びその妻共に納付済みとなっていることから、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したのは、これ以降の期間であったものとみるのが自然である。

さらに、申立てどおり、申立人の妻が、申立期間のうち、昭和39年4月以降の夫婦二人分の保険料を一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人の妻に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の妻が、申立期間のうち、昭和39年4月以降の夫婦二人分の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

私は、結婚後の昭和39年10月ごろに、夫婦で区役所に出向き、窓口で夫の国民年金手帳を提示して、私も国民年金に加入したいと申し出たところ、「来年の4月まで待って、その時にまとめて支払ってほしい。」と言われ、その時はそのまま帰った。翌年の40年3月に、集金人が自宅に夫の保険料を徴収に訪れた際にも、私の保険料を納付したいと申し出たが、「年金手帳が無いので受け取れない。」と言われたので、夫の保険料のみ納付した。同年4月になって、ようやく区役所で私の国民年金手帳を発行してもらい、同年7月に集金人が訪れた際に、同年4月から同年7月までの夫婦二人分の保険料と一緒に、申立期間の保険料をさかのぼって納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が国民年金の加入を申し出た際の区役所窓口における状況及び申立期間の保険料を納付するに至る当時の経緯について、詳細かつ明瞭に記憶しているほか、申立人及びその夫の国民年金手帳を見ると、申立人が、申立期間の保険料と同時に、夫婦二人分の保険料と一緒に納付したとする昭和40年4月から同年7月までの保険料は、申立てどおり、ともに同年7月12日に納付していることが確認でき、以降の期間についても、夫婦同一日に納付していることなどから、申立内容に特段不合理な点はうかがえない。

また、申立期間の保険料は、申立人が納付したとする昭和40年7月時点において、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である上、申立人は、39年9月に会社を退職後、申立期間の7か月を除き、60歳期間満了まで保険料を完納し、申立人の夫についても、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで
③ 昭和42年1月から同年3月まで
④ 昭和43年4月から45年3月まで
⑤ 昭和45年10月から46年3月まで

私は、妻と暮らすようになった昭和36年11月以降、経済的に苦しくなる前の46年3月まで、私が夫婦二人分の国民年金保険料を店に来る集金人に一緒に納付してきた。申立期間①は、妻が納付済みとなっているのに、私だけ未納であるはずがない。

また、私が60歳になる平成8年ごろ、国民年金の納付状況を確認するために区役所へ出向いたところ、夫婦共に国民年金手帳に印紙が貼付され領収印もある昭和45年4月から同年9月までの期間が未納とされていたことが分かり、不信に思ったが、その時は、記録を訂正してもらった。

しかし、申立期間②、③、④及び⑤については、私が夫婦二人分の保険料を納付しているにもかかわらず、集金人は、夫婦の年金手帳に領収印を押さず、代わりに領収金額をボールペンで記載し、右側の印紙検認台紙だけを切り取って持ち帰っているのはおかしい。現に、私の申立期間①直後の昭和37年4月から同年6月までの期間及び妻の36年11月から37年6月までの期間については、年金手帳に領収印が押されていないが、納付済みとなっている。

上記期間が今も未納のままにされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月にA市において払い出さ

れているほか、38年8月にB市(現在は、C市。)において、夫婦連番で払い出されているが、B市で払い出された申立人の手帳記号番号は、その後、取り消されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。

そこで、申立人が現在所持する国民年金手帳を見ると、当該手帳は、最初に手帳記号番号が払い出されたA市において発行されたものであり、昭和38年4月から39年6月までの期間の保険料については、同年11月13日にB市で払い出された手帳記号番号から充当した旨の記載が確認できるとともに、同市において申立人と連番で発行された申立人の妻の当該期間に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、同市において38年11月16日に初めて保険料を印紙納付し、以降3回にわたり納付していることが確認できることから、この間、申立人についても、同市発行の国民年金手帳により妻と共に納付し、それがA市発行の国民年金手帳に充当された時点において、B市発行の年金手帳とともに当該手帳記号番号が取り消されたものと考えられる。

また、当該期間の保険料が充当された後の申立人夫婦に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、すべて同一日に納付されていることが確認できることから、充当された期間を含め、申立てどおり、申立人が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたものと考えられるところ、一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間②、③、④及び⑤は同様に未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤について、集金人に保険料を納付したにもかかわらず、集金人が、年金手帳の印紙検認記録欄に領収印を押さず、代わりに領収金額を記載し、右側の印紙検認台紙だけを切り取っていることに疑問を感じていると申し立てているが、当時、集金人は、基本的に印紙で納付する現年度保険料のみを取り扱い、保険料を受け取ると、右側の印紙検認台紙に印紙を貼付するとともに、左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされ、市役所に戻った時点で、当日、売りさばいた印紙の枚数と受け取った現金の金額とを照合し、市の担当者に引き継ぐものとされていた。また、当該年度の保険料が現年度納付の納付期限を超えているものについては、印紙で納付することができないため、その年度における納付の有無にかかわらず、基本的に右側の印紙検認台紙を切り取り、これを社会保険事務所に送付し、納付記録に反映させる取り扱いであったものと考えられるところ、申立期間②、③、④及び⑤については、集金人に保険料を印紙納付したことを示す検認印が無い上、当該期間は合計33か月に及び、この間、申立人夫婦は、B市(同市ほか2市が合併後のC市を含む。)、D市及びG市E区(現在は、F区。)に転居しているが、このような長期間にわたり、かつ、それぞれの市及び区を通じて、納付記録が夫婦二人分同時に欠落することは考え難い。なお、申立人が、平成8年に区役所において夫婦の国民年金手帳を提示したことにより、未納から納付済みに記録訂正してもらったとする昭和45年4月から同年9月までの期間については、右側の印紙検認台紙に当該期間の印紙が貼付され

たまま切り取られずに残っていることから、何らかの事情により、これ以降において、集金人が申立人夫婦の印紙検認台紙を切り取る機会を失い、それが当該期間の納付記録を欠落させる原因のひとつになった可能性も否定できない。また、申立期間④である昭和 43 年度及び 44 年度の印紙検認記録欄に当時の保険料額が記載されているが、いずれも同じ筆跡とみられることから、翌年度に保険料を徴収に訪れた集金人が、未納となっている申立期間④の保険料をさかのぼって納付する場合の納付金額を、申立人に説明するために参考に記載した可能性も考えられる。

加えて、申立人は、集金人が店に来るたびに保険料を渡すと、集金人が柱に吊してあった袋から夫婦の年金手帳を取り出し、領収印を押して帰ったことを覚えていると陳述するのみであり、その納付についても、当時は商売が結構厳しかったので、納付できる時も納付できない時もあったとし、国民年金の加入手続及び住所変更手続についても、昔のことでよく覚えていないと陳述していることから、当時の具体的な納付状況及び年金に関する手続の状況については不明である。

このほか、申立人が申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間①について、申立人の妻の納付記録をみると、理由は不明であるが、妻が 60 歳となった平成 13 年*月*日に、20 歳到達により国民年金被保険者の資格を取得した昭和 36 年 11 月から 37 年 6 月までの期間が納付済みとして記録が追加されていることが確認でき、当時の記録管理に不備があったことをうかがわせる。

また、記録が追加された当該期間の妻の国民年金手帳には、現年度納付したことを示す検認印が無い上、申立人が、集金人に夫婦二人分の保険料の納付を開始したとみられる昭和 38 年 11 月 16 日時点において、当該期間の保険料は、時効にかかわらず納付が可能であった過年度保険料であることから、このころに別途、過年度納付されたものとみるのが相当であり、当該期間のうち、申立期間直後の 37 年 4 月から同年 6 月までの期間の申立人の国民年金手帳にも、検認印が無いにもかかわらず、社会保険庁の記録では納付済みとなっていることから、この期間を含めて申立期間①の保険料についても、妻の保険料と一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

しかしながら、申立人が夫婦二人分の保険料を過年度納付したとみられる昭和 38 年 11 月時点において、申立期間①のうち、36 年 9 月の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで
② 昭和44年4月から同年10月まで
③ 昭和51年2月から同年12月まで

結婚後、A市で主人の国民年金への加入手続をして、私の分は転居後のB区で、自分で区役所へ行き、加入手続をしたと思う。

申立期間①の保険料については、加入手続をした後、時期は定かではないが、当時住んでいた家の近くにあった銀行で、さかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

申立期間②の保険料については、私が夫婦二人分を、自宅に来る集金人に納付したことを覚えており、夫の分が納付済みなのに自分の分が未納とされていることに納得できない。

申立期間③の保険料については、夫が昭和51年2月に退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんとして、集金人及び銀行などで納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てしているところ、申立期間は7か月と短期間であり、また、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は、現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料納付状況をみると、昭和41年1月から申立期間直前の43年3月までの間、すべて同一日に現年度納付していることが確認でき、当時、夫婦の生活状況に特段の変化は見られない中で、夫

婦二人分の保険料納付を担っていた申立人が、申立期間については夫の分のみを集金人に納付し、自身の分を未納のまま放置したとは考え難い。

次に、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月23日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、37年12月以前の期間の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているものの、保険料納付時期及び納付金額等に関する記憶は不明確である。

次に、申立期間③について、申立人及びその夫の特殊台帳及び所持する領収証書を見ると、夫婦共、申立期間直後の昭和52年1月から54年3月の保険料について、55年1月29日になって納付していることが確認でき、申立期間については時効により納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで
② 昭和47年4月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から53年3月まで
④ 昭和53年4月から54年3月まで

A県で国民年金に加入した後、昭和47年3月に結婚し、C区役所で私と夫の国民年金の転入手続を行った。

その際、A県で発行された年金手帳及び保険料領収証書を見せると、担当者から、A県での国民年金保険料納付分の継続はできないので、新たに国民年金加入手続を行い、20歳までさかのぼって、別途、保険料を納付するように言われた。

その2日から3日後に、申立期間①の保険料と夫の昭和40年9月から47年3月までの保険料を一緒に区役所又は銀行で一括納付した。

その後、3か月に一度自宅に郵送されてきた納付書で夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間②及び③の保険料がそれぞれ未納及び申請免除とされている。

申立期間③及び④の保険料が申請免除とされているが、申請した覚えは無い。いつも夫婦二人分の保険料を納付していたのに、夫の申立期間④の保険料は納付済みとされている。

B県で納付した申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、結婚後の申立人の国民年金手帳記号

番号は昭和 47 年 4 月 28 日及び 54 年 10 月 11 日に、また、夫の手帳記号番号は 47 年 3 月 31 日及び 54 年 10 月 11 日にそれぞれ 2 度払い出されていることが確認できる。

申立期間④については、申立人の特殊台帳によると申請免除期間とされており、また、夫の特殊台帳を見ると、申立人と同様にいったん申請免除とされ、その後、昭和 55 年 1 月 26 日に追納したと記録されており、このことは夫名義の領収証書からも確認できる。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料納付日が確認できる納付記録を見ると、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 17 年 8 月までの期間における夫婦二人の保険料納付日はすべて一致している。

これらのことから、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた申立人が、1 年間と短期間である申立期間④の保険料について、夫の分の追納のみを行い、自身の分の追納を行わなかったとは考え難い。

次に、申立期間①について、申立人は、A 県で国民年金に加入した後、結婚後の昭和 47 年 3 月に B 市 C 区で、夫婦二人分の国民年金の転入手続を行った際に、A 県での国民年金保険料納付分の継続はできないので、新たな国民年金への加入及び 20 歳までさかのぼっての保険料納付を勧奨され、夫婦二人分の加入手続を行うとともに、後日、区役所又は銀行窓口で、申立期間①の保険料及び夫の 40 年 9 月から 47 年 3 月までの保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市で昭和 47 年 4 月 28 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①のうち、46 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料は現年度納付が可能であるものの、B 市では 48 年 3 月までは印紙検認方式による保険料収納を行っているが、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳を見ると、46 年 4 月から 47 年 4 月までの印紙検認欄には検認印が押されていない。

また、当時は第 1 回特例納付制度の実施期間に当たっており、申立期間①のうち、昭和 40 年 9 月から 46 年 3 月までの保険料を特例納付及び過年度納付することは可能であったが、B 市では年金受給権確保の観点から、35 歳以上で 60 歳に至るまでの間未納無く保険料を納付したとしても、受給資格期間が不足する者を対象に特例納付及び過年度納付の勧奨を行っていたが、当時、申立人はまだ 22 歳であったことから勧奨の必要はなく、特殊台帳を見ても特例納付の勧奨等が行われた事跡^{しせき}は見当たらない。

次に、申立期間②及び③について、申立人は 3 か月ごとに送付された納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているものの、このうち、申立期間②について、昭和 47 年度は納付書による保険料納付は行われておらず、また、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳を見ると、いずれの手帳にも同年度の印紙検認欄に検認印は押されておらず、未納となっている。

また、申立期間③は夫婦共に申請免除承認期間となっており、免除承認を受

けるには申立人からの申請が必要であること、また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間③直後の昭和 53 年度保険料についても、いったん申請免除とされ、その後、昭和 55 年 1 月 26 日に当該期間の保険料を追納したとの記録があることなどから判断すると、申立期間③の申請免除の記録が事実と異なる記録であるとも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間①、②及び③の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年2月から同年5月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が28万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から4年6月1日まで

私は、A社（平成4年10月に、B社に名称変更。）に勤務していた平成元年8月から4年5月までの間、固定給20万円に歩合部分を合わせて年間600万円程度の給与を受け取っていたが、社会保険庁の記録によると、この間の標準報酬月額が20万円から28万円とされている。

A社に入社してから、退職するまで給与形態は変わっていない。

申立期間について標準報酬月額を実際の給与額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、当初、申立人に係る平成4年2月から同年5月までの期間の標準報酬月額が28万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険適用事業所に該当しなくなった5年1月31日から約1年後の6年1月10日付けで、申立人について、被保険者資格の喪失処理（平成4年6月1日喪失。）をいったん取り消し、4年2月1日にそ及して、同年5月までの期間について標準報酬月額を20万円に引き下げる月額変更処理が行われ、再び、元の日付（平成4年6月1日喪失。）で資格を喪失していることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成4年2月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年8月から4年1月までの期間については、

申立人が申立ての金額どおりの給与の支払いを受け、当該支給金額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、当該期間について、申立人に係る標準報酬月額をそ及して引き下げた形跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間において給与から支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月から4年1月までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和24年7月21日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月21日から同年9月21日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和23年5月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合作成の健康保険資格喪失証明書、雇用保険の記録及び申立人が退職時に取得したA社の社内経歴書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和24年7月21日に同社E支社から同社C支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和24年9月の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和24年9月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和35年7月から平成10年5月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B支社から同社C支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月1日から同年5月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和31年3月1日から平成2年3月31日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年3月1日、資格喪失日は同年6月4日、また、B社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年11月1日、資格喪失日は28年4月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年3月から同年5月までは4,000円、また、同年11月から28年3月までは4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から同年6月4日まで
② 昭和27年11月1日から28年4月5日まで

私は、申立期間①についてはA社で勤務し、申立期間②についてはB社で勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、その記録が見付からなかったとの回答が送られてきた。A社については、同社人事課に問い合わせたところ昭和27年2月21日から同年6月4日までは勤務していたと教えてもらった。

上記の申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保存のA社及びB社の両社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の被保険者記録の中に、両社での厚生年金保険の記号番号が同一で、いずれも申立人と生年月日が一致し、氏名が一字違いの「C」名義となっている被保険者記録が存在し、これらの記録は、いずれも基礎年金番号に未統合となっている。

これらの未統合の被保険者記録は、社会保険庁のオンライン上に記録が無いため、社会保険業務センター保存の厚生年金保険被保険者台帳を調査したところ、「記号番号: *、昭和5年*月*日生」の個人台帳に、上記の両社に係る二

つの記録(A社での昭和 27 年 3 月 1 日から同年 6 月 4 日までの被保険者記録及びB社での同年 11 月 1 日から 28 年 4 月 5 日までの被保険者記録。)が確認できた。

また、A社提出の当時の職員名簿によると、申立人は、生年月日は正しく記載されているものの、氏名については、社会保険庁の記録と同様に、一字相違の「C」と記載されていることが確認できるほか、当該職員名簿に記載されている本籍地は、申立人の戸籍謄本に記載の本籍地と一致している。

これらのことから、上記の生年月日が一致しているものの、氏名が一字相違の「C」名義となっている未統合の二つの被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている記録から、昭和 27 年 3 月から同年 5 月までは 4,000 円、同年 11 月から 28 年 3 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和27年4月から、申立期間もA社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和34年7月1日に同社B支社から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和34年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和34年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月26日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格の喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年4月1日から26年8月1日まで
② 昭和46年7月26日から同年8月1日まで

私は、昭和24年4月にA社に入社し、その後B社を経て、62年12月にC社を退職するまで、継続して勤務したが、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の記録が無いとの回答であった。A社とB社は事業主が同一であり、両社の間を異動したが継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から名称変更したC社の現在の事業主の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年8月1日に同社からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年6月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主が亡くなっているため、申立期間②当時の状況は不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料および周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 26 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

なお、A社が適用事業所となった日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者が申立人のほかに 4 名いるが、いずれも連絡先不明で、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて、明確な記憶が無く、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万8,000円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月27日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、平成15年12月27日にA社から支給された賞与について、記録が無いとの回答を受けた。

事業主が作成した賞与支給に係るメモを提出するので、申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間当時に経理事務を担当していた事業主の妻(現在の事業主。)が作成し申立人が保管する、平成15年12月期の賞与について記載されたメモ及び同事業主の妻の陳述から判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人が保管する賞与について記載されたメモの内容から、21万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。
昭和39年10月から、申立期間もA社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の従業員名簿及びA社C工場の上司の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和48年3月21日に同社本部から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和48年4月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月30日から同年8月27日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和31年3月から継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和31年7月30日に同社本社から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和31年8月27日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。

定年退職時の永年勤続表彰を所持しており、申立期間もA社に継続して勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和28年8月1日に同社C工場から同社D工場に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和28年6月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年6月5日）及び資格取得日（昭和32年9月9日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月5日から同年9月9日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和32年1月に入社し、46年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和32年1月8日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月5日に資格を喪失後、同年9月9日に再度資格を取得しており、同年6月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務したことが認められる。

また、入社時期が申立人より1年早く、当該事業所の解散まで一緒に勤務した同僚は、「昭和32年1月に入社した同僚3人（申立人を含む。）は、皆同じ扱いで仕事内容も同じであり、申立期間における業務内容等の変更も無かった。」と陳述しており、申立期間において当該同僚の厚生年金保険の加入記録も継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32

年5月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年2月1日）及び資格取得日（昭和33年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和32年9月1日から36年9月30日までA社に継続して勤務し、B業務に従事していた。途中で一時退職したことはなく、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和32年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、33年2月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間も継続してA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人は、「申立期間当時は申立人と同じ仕事をしており、申立人は仕事の内容及び勤務時間に変更は無かったと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の上司は、「当時女性従業員を出張販売に同行させていた。申立人はその中の1人であり、継続して勤務していたのは確かである。もし、会社が何らかの事情で厚生年金保険の資格を喪失したのであれば、私たちも同じ記録になっているはずである。」と陳述している。

加えて、A社に係る社会保険庁のオンライン記録から、厚生年金保険の加入記録がある61人のうち申立人と同時期に同社に在籍し、かつ、6か月以上勤務の同僚を調査したところ、空白期間のある同僚はいない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため申立期間当時の状況は不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月17日から同年8月17日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所。）における資格取得日に係る記録を同年7月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から39年7月1日まで
② 昭和39年7月1日から同年8月17日まで

私は、昭和38年8月ごろに臨時雇いとしてC事業所に採用された後、39年7月1日から同日付けで新設されたA事業所に臨時補充員として勤務し、D業務に従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、私の厚生年金保険被保険者期間は、昭和39年8月16日からE共済組合員資格を取得した同年12月6日までとなっており、C事業所での勤務期間及びA事業所での勤務期間の一部が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る人事記録を保管するF事業所提出の資料から、申立人は、昭和39年7月1日から同年12月6日まで臨時補充員としてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所は、昭和39年7月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、同事業所での唯一の被保険者資格の取得者であることが、管轄社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できるところ、申立人が同事業所での被保険者資格を取得する同年8月17日まで被保険者がいないにもかかわらず、同事業所が同年7月17日に適用事業所となっていることは不自然である。

さらに、申立人が申立期間②直前まで勤務していたC事業所での申立期間当

時の被保険者記録が、管轄社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の同僚は、「当時、事業所に正規職員として採用される者は、正規採用まで臨時補充員として勤務し、臨時補充員の期間は厚生年金保険に加入していた。」旨を陳述している上、G業務に従事していたとする一人を除く同僚すべてが、「臨時補充員として採用された時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期は符合している。」旨を陳述している。

これらのことから、A事業所では、同事業所が適用事業所となった昭和39年7月17日の時点において、申立人を厚生年金保険被保険者として取り扱っていたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和39年7月17日から同年8月17日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、「B事業所での勤務期間の身分は、臨時雇いであった。」旨を陳述しているところ、申立人に係る人事記録を保管するF事業所提出の資料から、申立人は、申立期間①のうち、昭和38年8月5日から39年7月1日まで臨時雇いとしてB事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、管轄社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「臨時雇いは、厚生年金保険には加入していなかった。」旨を陳述している。

また、B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和39年7月1日から同年7月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち、昭和39年7月1日から同年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月22日から同年7月21日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、47年4月20日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間のうち、昭和45年5月22日から同年7月21日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚から提出された同社の社内報（昭和45年7月号）から判断すると、申立人が申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和45年5月22日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月20日から22年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（名称変更後はB社。現在はC社。）D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和21年9月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人が昭和28年8月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人のB社E支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和28年5月から同年7月までの標準報酬月額は、8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月11日から29年3月15日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のF社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を28年8月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月20日から22年12月1日まで
② 昭和28年5月15日から同年8月11日まで
③ 昭和28年8月11日から29年3月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社D支店に勤務した昭和21年9月20日から22年12月1日までの期間と、B社E支店に勤務した28年5月15日から同年8月11日までの期間及びF社本店で勤務した同年8月11日から29年3月15日までの期間の記録が無い旨の回答をもらった。

厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保

険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社人事部の回答、同僚の証言及び当該同僚の年金加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和21年9月20日に同社G支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人のA社D支店における昭和22年12月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録によると、B社E支店において昭和28年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨記録されている。

一方、社会保険庁に保管されていた申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、B社E支店を昭和28年8月11日に資格を喪失したこととなっており、申立人が主張する申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人の同行E支店における資格喪失日は同年8月11日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、当該被保険者台帳の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間にF社本店に勤務していたことが認められる。

また、F社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿で昭和28年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人は、私より少し後に入社した記憶がある。」と陳述しており、申立人は、「B社在職当時の上司の紹介でF社への就職が決まり、B社退職後、すぐに勤務した。失業保険を受けた記憶は無い。」と陳述している。

さらに、F社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立期間当時に勤務が確認できる同僚6名に文書照会したところ、全員から回答があり、すべての者が「試用期間は無く、雇い入れの時から正社員の身分であった。」と陳述している。

以上の事情から、申立人は、F社に昭和28年8月11日から正社員として勤務していたものとするのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額は、F社における昭和29年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③の申立人に係る事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月16日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月26日から同年8月1日まで
② 昭和40年2月16日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社で勤務していた期間のうち、昭和38年3月26日から同年8月1日まで(申立期間①)、A社に勤務した期間のうち、入社した当初の40年2月16日から同年6月1日まで(申立期間②)の加入記録が無かった。すべて会社に任せていたので給与明細書も所持していないが、保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、昭和40年1月9日から同年12月31日に同社で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚に文書照会したところ、回答のあった14人中10人は、「同社において試用期間は無かった。」としており、ほかの4人は、「分らない、又は無回答。」としている。

さらに、A社の元人事総務担当者は、「申立期間当時に試用期間は無く、雇用保険のみ加入している期間があることは不自然であり考えられない。入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っており、保険料も控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元人事総務担当者が、「社会保険事務所に届出の記録が無いのであれば、会社の手続過誤ではないかと思う。」と陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和40年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録において、昭和38年3月26日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることが確認でき、申立人が同期入社であったとする同僚についても、同年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B社の元事務・経理担当者は、「従業員全員の資格の喪失を昭和38年3月26日に届け出た。それ以降、保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和42年3月に入社して以来、一貫してB社の関連企業に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の人事記録、健康保険及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所の記録及びD企業年金基金加入者台帳の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年11月15日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年11月15日まで
社会保険事務所に年金加入期間について照会したところ、船員保険の記録が昭和20年5月1日までとなっている。

乗船していたB船が昭和20年*月*日に沈没したため、C市にあった待機所でほかの乗員と共に待機したのち、同年8月18日に自宅待機を命じられた。待機期間中、給料の支給を受け、同年11月15日にA社から届いた出社通知のはがきを保管しているので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B船は、昭和20年*月*日にD市E沖で蝕雷のため沈没した。B船沈没後、ほかの乗員と共にB市の待機所で待機した。待機期間中、給料の支給を受け、同年8月18日に待機所で解散する際、一時金が支給され、船長から自宅待機の申し渡しがあった。」と申し立てしているところ、B船に係る船員保険被保険者名簿において名前が確認できる同僚二人から、同様の陳述が得られ、うち一人は、「B船で申立人と一緒に働いた。」と陳述している。

また、戦時船舶史において、B船が昭和20年*月*日に蝕雷沈没したことが記載されている。

さらに、申立人は自宅待機中、昭和20年11月15日にA社から郵送された出社通知のはがきを保管しているところ、上記の同僚二人も同年10月ごろ及び同年11月ごろに同社から出社通知が届いたと陳述している。

これらのことから、申立人は昭和20年11月までA社と雇用関係が継続していたものと認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和20年5月1日に被保険者資格を喪失しているところ、社会保険事務所が保管しているB船に係る船員保

険被保険者名簿において、申立人及び前出の同僚二人の資格喪失日の記録は確認できない。

また、前出の同僚二人は当該被保険者名簿において氏名等の記録が確認できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録によれば、船員保険の記録が確認できない。

さらに、社会保険庁に申立人の船員保険被保険者台帳は保管されておらず、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日を昭和 20 年 5 月 1 日とする合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人はA社から入社通知を受け取った際、乗船する意思が無かったため、同社には何ら連絡をしないままにしていたと陳述していることから、同社との雇用関係は申立人が入社通知を受け取ったとしている昭和 20 年 11 月 15 日に終了したものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者資格喪失日は、昭和 20 年 11 月 15 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 20 年 4 月の社会保険事務所の記録から、60 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 6 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 32 年 1 月 5 日から 35 年 9 月 7 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 5 日から 36 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 36 年 3 月 12 日から同年 4 月 20 日まで
⑤ 昭和 37 年 4 月 15 日から同年 10 月 20 日まで
⑥ 昭和 38 年 9 月 25 日から 39 年 5 月 1 日まで
⑦ 昭和 40 年 1 月 5 日から同年 8 月 17 日まで

昭和 31 年 7 月 6 日から 40 年 8 月 17 日までの間に計 4 社で勤務し、厚生年金保険料を納めていたが、社会保険庁によれば、41 年 7 月 20 日に脱退手当金を受給したことになる。

過去に脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年後の昭和 41 年 7 月 20 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、未請求となっている被保険者期間が 1 期間あり、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該期間は申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、未支給となっていることは事務処理上も不自然である。

さらに、A 社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 6 名みられるところ、申立人のみ被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無いことを踏ま

えると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 680 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和22年7月1日であると認められることから、同社における資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、A社には昭和22年6月末まで勤務し、翌日の7月1日にB社に入社した。

当時、私は世帯主であり、母のために仕事を1日も休めなかった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年6月30日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人は、B社に入社することとなった経緯、理由及び当該転職時のA社とのやり取りを具体的に記憶しており、また、同社に昭和22年6月30日まで勤務していたとする主張についても不自然な点は見られない上、B社において同年7月1日に資格を取得していることとも符合し、しんびょうせい信憑性も認められることから、申立人が同年6月30日までA社に勤務していたことが認められる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和22年6月1日と記録されているものの、

標準報酬月額の変遷欄^{へんせん}には、資格喪失日と同一日の同年6月1日付けで標準報酬月額を300円に変更する随時改定の記録があり、その後取消訂正された事跡^{じせき}も見られない。この随時改定の記録を前提とすると、申立人が同日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

加えて、当該被保険者名簿において、申立人の健康保険番号を訂正した痕跡^{こんせき}が見られる上、申立人の生年月日の記載も誤っており、申立期間において社会保険事務所の記録管理が適正に行われていなかった状況もうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、昭和22年7月1日に申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和22年6月1日の社会保険事務所における随時改定の記録から、300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C支店。）における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和32年4月1日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の勤務辞令及び人事記録並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、昭和31年度から33年度までの間に、申立人と同様に本社採用として入社し、本社で研修後にB支店又はD支店に配属された16人について厚生年金保険加入記録を見ると、昭和32年にB支店に配属となった申立人を含む2人を除いて、本社又は配属された支店のいずれかにおいて4月1日に資格を取得しており、一方、支店採用として入社した者は、各支店において、一部既卒の者を除き、それぞれ4月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録及びE健康保険組合の記録において、申立人の資格取得日は、昭和32年4月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭

和 32 年 5 月の社会保険事務所の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間の保険料は納付していないとしており、社会保険事務所においても、申立人に係る昭和 32 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月3日に、資格喪失日に係る記録を44年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月3日から同年10月16日まで
② 昭和44年5月31日から同年6月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、元々、B社に勤務していたが、A社が、本店をC市からD市に移転した昭和43年2月3日からはB社の関連会社であったA社に出向し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月3日からは、保険料を控除されていた（申立期間①）。

その後、昭和44年6月2日からは、E社に出向したが、それまではA社で継続して勤務していた（申立期間②）。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主、元給与計算業務担当者及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、「申立人は、B社からの出向社員であるが、申立期間の給与は当社から支給しており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

さらに、B社からA社に申立人と同様に出向したとされる同僚3名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年4月3日から同社において被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間②において、A社の元事業主、元給与計算業務担当者及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年6月2日にA社からE社に異動。）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月及び44年4月の社会保険事務所の記録から、それぞれ6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 6 月 21 日まで
社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が 24 万円になっている旨の説明を聞いた。

申立期間当時は、A社B支店でC業務従事者の課長職をしていて、社会保険の届出及び給与計算などは担当しておらず、自分の標準報酬月額が 24 万円になっていることは全く知らなかった。当時受け取っていた給与に比べ標準報酬月額が低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 50 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 6 月 21 日、同日付けで申立人も被保険者資格を喪失）の後の平成 9 年 2 月 10 日付けで、申立期間の標準報酬月額を 24 万円に遡及^{そきゅう}して引き下げて訂正されていることが確認できる。

このことから判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろに兄が、A区役所でしてくれ、同年4月から同年6月までの私の国民年金保険料も、兄が納付してくれたと思う。

私は、昭和38年ごろにB区に転居したが、転居先の管理人から、それまで未納となっていた保険料の納付を勧められ、40年ごろに申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したと思う。

保険料をまとめて納付したことにより、未納期間は無いと思っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろにB区役所で、それまで未納であった申立期間の保険料を、さかのぼってまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人に対して、昭和36年12月にCの名前で、47年3月にDの名前で、それぞれA区で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかし、このうち、昭和36年12月に払い出された手帳記号番号に係る特殊台帳には、同年4月から同年6月までの保険料が納付された記録があるものの、その後に保険料が納付された事蹟^{じせき}は無く、不在被保険者を示す押印があることから、その後、平成20年に記録が統合されるまでの間、不在者として扱われていたことが確認できる。不在被保険者に対しては、行政側から保険料徴収は行われないことから、同手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、昭和47年3月に払い出された手帳記号番号により、同年

同月 29 日に、この時点で現年度納付が可能であった 46 年 4 月にさかのぼって保険料を納付していることが、申立人に係る A 区の国民年金被保険者名簿により確認できる上、同手帳記号番号に係る特殊台帳には、手帳記号番号が払い出される前の 40 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料の納付記録が確認できる。当該手帳記号番号が払い出された当時は、第 1 回特例納付実施期間中であつたところ、申立人は当時 45 歳であり、それ以降 60 歳に到達するまでの間に保険料をすべて納付しても、申立人が年金受給に必要な 22 年間の保険料を納付することができず、何らかの勧奨により年金受給権を確保するために必要な、40 年 4 月以降の保険料を特例納付及び過年度納付により納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が陳述する昭和 40 年当時は、特例納付の実施期間ではなく、申立人が、過去の未納保険料をさかのぼって納付したと記憶する保険料は上述の特例納付などにより納付した保険料であった可能性は否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から15年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から15年7月まで

私は、A市役所において、国民年金の納付期間が短いので引き続き国民年金に加入したいと申し出たところ、市の職員から継続できると言われたことを覚えている。

その後、申立期間の国民年金保険料を何回かに分けて、市役所窓口で納付していたと思う。

平成15年8月に市役所に行き、保険料を納付しようとしたが、申立期間の保険料が納付されていないと言われて、おかしいという話をしたが、その後の保険料も納付した。

申立期間の保険料は、納付しているのに納付記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年3月ごろに、国民年金の高齢任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、平成13年*月*日に60歳到達により国民年金加入資格を喪失した上、15年8月27日付けで高齢任意加入手続を行い、国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係る、社会保険事務所が保管している被保険者が高齢任意加入をする際の添付資料である、「公的年金加入等の状況申立書」には、申立人の署名・押印及び平成15年8月27日の日付が記載されている。

さらに、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、加入月より前月の未加入期間の保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない上、申立人は、高齢任意加入した時の状況などについての記憶は定かでない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年12月まで

私は、昭和50年12月に会社を退職後すぐに、A市役所で国民年金の加入手続をしたと思う。

その後、私が、市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて、定期的に自宅近くの同市役所B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと思う。

夫の保険料が納付されている期間については、私自身の保険料も納付していると思う。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに国民年金に加入し、自身が、夫の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を定期的に市役所出張所で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月ごろに払い出されていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する申立人及びその夫に係る昭和51年度国民年金保険料領収証書（納入通知書）をみると、申立人の夫の領収証書には申立期間を含む同年度全期間に領収印が確認できるものの、申立人の領収証書に申立期間の領収印は無く、納付記録のある申立期間直後の昭和51年1月から同年3月までのみ領収印が押されている。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの申立人の夫の保険料の領収日付は、申立人の手帳記号番号払出日より前の日付であることが確認できるところ、国民年金被保険者は、基本的に手帳記号番号払出日より前の

日に保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る社会保険事務所が保管する特殊台帳には昭和 51 年度の未納保険料に催告をしたことを示す押印があるところ、申立期間の保険料が過年度納付された事蹟^{じせき}は無い。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から47年3月まで

私は、結婚後の昭和39年11月ごろに、回覧板で「サラリーマンの妻も任意で国民年金に加入しよう。」という内容のことは見た後、自宅に来たA市役所の人を通じて年金に加入した。

当時は、国民年金という名称ではなく、正確な年金の名前の記憶は無いが、年金に加入した当時の申立期間の保険料は、私が、毎月自宅に来る集金人に納付し、1年ほど経過してから自宅に納付書が送付されてくるようになり、それを使用して、市役所で保険料を納付するようになった。

その後、昭和47年4月に国民年金に加入して国民年金手帳が送られてきてからは、私が毎月、年金手帳を市役所に持参して、保険料を納付した。

私が納付した年金の保険料について、社会保険庁から送付されたねんきん特別便の「年金記録のお知らせ」に、申立期間について「任意加入しなかった期間」として記載されており、「共済組合等加入月数」として89か月が納付されていることが書かれている。

申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月ごろに、A市で年金に加入し、申立期間の年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月にA市で払い出されており、申立人がその後転居したB市及びC市が保管する申立人に係る被保険者名簿に同年4月に国民年金に任意加入していることが記載されており、申立期間は未加入期間であったことが確認できる。

国民年金の任意加入被保険者は加入日に被保険者資格を取得するため、制度上、加入日より前月の未加入期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたとするA市では、納付書による保険料の収納を開始したのは昭和49年度以降であったとしており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人が、申立期間の保険料を納付した根拠としているねんきん特別便の「あなたの加入記録」欄に記載している「④お勤め先の名称または共済組合名等」の「任意加入しなかった期間」については、「⑫共済組合等加入月数」の欄に合計月数が計上されている。この期間について社会保険事務所では、当時、配偶者が厚生年金保険、共済組合などの他年金制度に加入している間は国民年金に強制加入する必要はなく、国民年金に未加入でも年金受給権に必要な期間に算入される、合算対象期間(いわゆるカラ期間)であると説明している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 40 年 12 月までの期間及び 41 年 1 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 12 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月まで

私は、長女を出産後の昭和 39 年 10 月ごろに、A 市で国民年金に加入し、同年 10 月から 40 年 12 月まで（申立期間①）の国民年金保険料は、私が自宅に来た集金人に納付した。

その後、B 市に転居したこと等から昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月までの保険料が未納になったので、同年 3 月ごろに A 市役所で未納期間の保険料の納付の相談をして、申立期間②の保険料を、その後、分割で過年度納付したと思う。

老後を考えて、自身でずっと保険料を納付してきたのに、申立期間について未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 10 月ごろに A 市で国民年金に加入し、申立期間①の保険料を、毎月、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 4 月にその夫と連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は現年度納付することはできず、一部期間は、制度上、時効により納付できない。

また、申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が昭和 37 年 10 月 16 日

付けで任意加入した旨が記載されているが、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、61 年 3 月に申立人の種別変更が 37 年にさかのぼって行われたことが確認でき、手帳記号番号の払出し前に、申立人が国民年金に加入していたとは考えられない。

次に、申立期間②について、申立人は、昭和 42 年 4 月以降に申立期間②の保険料を分割して過年度納付したと申し立てている。

しかし、上記のとおり、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も申立期間①の保険料とともに申立期間②の保険料は未納である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで

私は、20歳になった後の昭和39年1月ごろ、夫の国民年金保険料の徴収に来ていた集金人に国民年金への加入の意思を伝えた。それから、2か月から3か月に一度、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

その後、時期は定かでないが、集金人と一緒に自宅に来た男性職員から区役所に行って国民年金手帳をもらうよう言われたので、A市B区役所で手帳をもらった。その手帳には、資格取得日が昭和38年*月*日と記載されている。

国民年金に加入してから一度も滞納の知らせをもらったことは無く、申立期間の保険料について、納付記録が無く未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろに国民年金に加入し、それ以降、申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立期間の保険料は現年度納付できないため、基本的に現年度納付しか取り扱わない集金人に保険料を納付することはできず、集金人に納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年

金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、毎月納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

昭和47年10月に市役所から集金人が国民年金の勧誘に来て、来月誕生日であるから、今加入するとちょうど25年になると言われ、夫婦で加入した。加入後数日して、集金人が、資格取得日が同年10月27日のカーキグリーン色の年金手帳を持って来たので、同年10月から50年3月まで、妻が毎月夫婦二人分の保険料を納付してきた。妻が保険料を納付すると集金人が手帳の左側に押印していたが、右側には何も処理はしなかったと言っている。

しかし、社会保険庁の妻の保険料の納付記録は、昭和47年10月から50年3月までが未納となっており、納得できないので、妻が年金記録確認第三者委員会に申立てたところ、私の納付記録が、同年6月に46年4月から50年3月までの保険料をまとめて納付した記録になっていた。

昭和47年10月から50年3月までの保険料はまとめて納付をしたことはなく、毎月納付してきた。この期間の社会保険庁の記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月に市役所から集金人が国民年金の勧誘に来て、来月誕生日であるから、今加入するとちょうど25年になると言われ、夫婦で加入し、その後夫婦二人分の保険料を毎月納付してきたのに社会保険庁の納付記録が、50年6月に46年4月から50年3月までの保険料をまとめて納付した記録になっており、社会保険庁の記録が間違っているので訂正してほしいと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、手帳記号番号払出簿から、昭和50年5月に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。また、同

払出簿から申立人の妻の記号番号の払い出しは、47年10月であることが確認でき、同年10月に夫婦一緒に加入手続をしたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、昭和46年4月から50年3月までの保険料について、まとめて納付していないと陳述しているが、申立人が手帳記号番号の払出時点において申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によらなければ納付することができない。

さらに、申立人の社会保険庁の特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳を見ても、昭和50年6月に申立期間を含む46年4月から50年3月までの48か月の保険料（特例納付21か月、過年度納付27か月。）を一括納付したと判断される。

加えて、別の年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたものとは認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3344 (197 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から49年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

今から加入すれば、夫は60歳でちょうど25年の加入期間が確保できるからと集金人に勧められ、昭和47年10月に夫婦二人で国民年金に加入した。

その後は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料月額1,000円を納めたにもかかわらず、自分の分だけ①同年10月から49年3月までの期間が未納とされ、②同年4月から50年3月までの期間が申請免除とされており納得できない。

さらに、昭和47年10月に夫婦二人で国民年金に加入後、毎月集金人に夫婦二人分の国民年金の保険料を納めたにもかかわらず、年金記録確認第三者委員会から、社会保険庁の記録より、夫は50年6月に申立期間①及び②を含む46年4月から50年3月までの48か月の国民年金保険料を一括で納付(特例納付21か月、過年度納付27か月。)したことが確認できると回答があった。

しかし、夫の保険料をまとめて納付したことはなく、昭和47年10月から毎月納付していたので、今回、夫が社会保険庁の納付記録が間違っているのを訂正してほしいと同委員会に申し立てをした。この記録訂正の申し立てが認められたら、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとの新たな資料となるので今回、再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申し立てについては、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号の払出しの時期をみると、申立人が昭和47年10月であるのに対して、夫は

2年以上後の50年5月であることが同記号番号払出簿から確認でき、47年10月から集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたとする申立内容とは矛盾がみられる。

また、申立人は、集金人から夫が25年(300か月)の年金受給資格期間が確保できるからと加入を勧められたとしているが、昭和47年10月に夫が加入したとすれば60歳到達時には24年の加入期間しか確保できず、この点においても、申立内容とは矛盾がみられる。

ところで、夫の納付記録をみると、昭和50年6月に申立期間①及び②を含む46年4月から50年3月までの48か月の国民年金保険料を一括で納付(特例納付21か月、過年度納付27か月)することによって、300か月の納付期間の確保が可能となったことが、社会保険庁の特殊台帳の記録から確認できる。したがって、同年5月の国民年金加入手続時において、受給権確保の観点から、特例納付及び過年度納付の組み合わせによる納付勧奨がなされたものと考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに申立人の夫が社会保険庁の納付記録が誤りであり、まとめた納付はしたことがなく、毎月、夫婦一緒に夫婦二人分の納付していたとして当委員会に記録の訂正を求めたが、当委員会で申立人の夫の記録の訂正は認められなかったことから、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付したことを示す資料は見当たらず、その他に当初の委員会決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年3月まで

私は、昭和44年から47年ごろ、市の人が回って来て国民年金の加入を勧められた。夫婦二人で加入し、集金人に来てもらって夫婦二人分の保険料を納付していた。

昭和52年にA市に転居してからも集金人に来てもらい、毎月支払う時もあれば、3か月、半年又は一年とまとめて支払うこともあったが、過去の未納保険料をさかのぼって納付したことは無い。集金は57年から58年ごろまで続いていたと思う。

何年ごろだったかははっきりしないが、一度だけ督促状が届いたことがある。督促の期間の領収書を持って市役所に行くと、係の女性が「本当ですね。」とびっくりして台帳のようなものに印を押していたのを覚えている。

国民年金保険料を支払うようになってからはすべて納付しているはずなので、督促状が届いた期間は申立期間に間違い無いと思う。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市の集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金保険料の集金人制度についてA市に問い合わせたところ、昭和49年4月以降は集金人による集金は行っていないとの回答があり、申立期間の保険料を集金人に納付したとする陳述と符合しない。

また、申立人及びその夫の国民年金に関する記録をみると、社会保険庁の特殊台帳の記録から、夫婦共に、昭和50年1月から同年6月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の保険料は53年1月に、52年4月から同年

9月までの期間の保険料は54年3月に、52年10月から53年3月までの期間の保険料は54年1月にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、当時、夫婦の納付状況は同一だったと推定できるが、申立期間については申立人の夫も未納となっている上、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとする陳述と符合しない。

さらに、社会保険庁の特殊台帳から昭和51年度、52年度、53年度及び54年度の欄に催告のゴム印が確認できる上、申立期間は4年度にわたりこの間だけでも4度の催告があったものと考えられ、一度だけ督促状が届いたとする陳述とも符合しない。

加えて、申立人は、催告を受けA市役所に持って行ったとする領収書の期間の記憶が定かでなく、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌みとることはできなかった。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月及び同年7月並びに同年9月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月及び同年7月
② 昭和46年9月から50年3月まで

私は、昭和46年ごろ、父に勧められ兄と国民年金に加入した。加入手続及び保険料納付は父がしていたのでどのように納付していたかは分からないが、父も国民年金に加入していたので、毎月、自分の保険料と一緒に納付していたと思う。

父が自分の保険料だけ納付して子供の保険料を納付しない訳がなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親に勧められ昭和46年ごろ申立人の兄と一緒に国民年金に加入し、毎月、申立人の父親が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿を見ると、昭和50年7月16日に申立人の兄と連番で加入手続を行っていることが確認でき、46年ごろ申立人の兄と一緒に国民年金に加入したとする陳述と符合しない。

また、申立人が加入手続をした昭和50年7月16日の時点においては、申立期間のうち、46年6月及び同年7月並びに同年9月から47年12月までの期間の保険料は、時効の成立により、特例納付でなければ納付できない期間であるが、申立人は、申立期間の保険料を一括納付した記憶は無く、父親からも過去の保険料を一括納付したと聞いた記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人が現在所持するオレンジ色の手帳は最初に発行された手帳であると陳述しているが、オレンジ色の手帳は昭和51年ごろ（市町村によっては昭和49年ごろ。）から発行されていることから、46年ごろ加入し、毎月納付していたとする陳述とも符合しない。

加えて、申立人が、申立人の父親と一緒に国民年金保険料を納付していたと陳述する申立人の兄の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和46年9月から48年12月までの保険料は未納となっており、49年1月から50年3月までの保険料は52年1月に過年度納付されていることから、申立人の父親が兄妹の保険料と一緒に納付していたとの陳述に符合しない。

このほか、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に別の手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年3月まで

私は、結婚してA市に住んでいたころ、夫がまだサラリーマンの時から、A市役所の国民年金担当の集金人が家に来ていて、年金を納付していた記憶がある。そのころ、年金手帳は白いビラビラの紙の束で、そこに集金人がスタンプを押してくれたと思う。領収証は縦長であった。また、昭和45年ごろに、自分の分だけ、集金人に2,000円から3,000円位の保険料をまとめ払いした記憶がある。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で、夫がまだサラリーマンの時から、国民年金に任意加入し、昭和45年ごろには、集金人に保険料を2,000円から3,000円位まとめて納付した記憶があると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料納付状況をみると、婚姻前の昭和36年に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたことが同手帳記号番号払出簿から確認でき、同年4月から申立人が婚姻する前月までが納付済みの記録となっているものの、婚姻後は未納の記録となっている。申立人が、同手帳記号番号で保険料を納付する場合には、申立人の婚姻による氏名変更及び住所変更の手続がされるはずであるが、特殊台帳の記録を確認しても、その手続がされておらず、婚姻前に払出しを受けた手帳記号番号により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は婚姻後、申立人の夫と連番で昭和47年6月28日に国民年金手帳の交付を受け、婚姻前とは別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けたことが確認できるが、45年ごろに申立期間の保険料を現年度納付することは、手帳記号番号払出時点からみて不可能である。

さらに、申立人の夫は、昭和 47 年 6 月に申立人と連番で手帳記号番号の払出しを受け、申立期間の保険料を過年度納付しているが、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したのではなく、申立人の保険料のみ、45 年ごろ集金人に納めたと陳述しており、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から44年8月まで

私は、昭和40年の夏ごろにA県B市に転入した。その直前に、夫が会社を退職し厚生年金保険の被保険者で無くなっていたことから、無年金になるといけないと思い、B市役所で夫婦二人の国民年金加入手続をした。保険料は当初、町役場に納めに行き、同年9月から同年12月ごろ以降より、集金人が自宅に集金に来るようになったと記憶している。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と申立人の夫は、申立人の実家のあるA県B市に転入した昭和40年の夏ごろ、国民年金に加入し、当初は市役所で、その後は集金人に保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期を確認すると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年6月にB市で払い出された手帳記号番号と45年7月にC市D区で払い出された手帳記号番号の二つの手帳記号番号が払い出されたことが確認できる。このうち、C市D区で払い出された手帳記号番号で申立期間の保険料を納付するには、過年度納付が必要であるが、申立人は、保険料をB市で納付しており、まとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人は、C市D区にて国民年金手帳記号番号が再度払い出されたことについて、B市からC市D区に転入した際に、D区役所の年金課で国民年金に加入していた事は伝えず、手帳記号番号の払出しを受けたと陳述している。しかし、B市で払い出された手帳記号番号払出簿の備考欄を確認すると、E社会保険事務所へ移管された旨の記録が確認でき、仮に申立期間の保険料が納付されていれば、C市D区で払い出された手帳記号番号に充当されていたものと

考えるのが自然である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の保険料納付を自身が管理していたと述べているため、申立人の夫の社会保険庁の記録をみると、昭和43年4月から国民年金保険料が納付済みとなっている。また、申立人の夫の27年8月から40年5月までの厚生年金保険加入期間は、平成6年7月20日に記録修正により追加されている。このことは、C市D区で、申立人及び申立人の夫が手帳記号番号の払出しを受けた昭和45年には、同区は申立人の夫の厚生年金保険の加入期間を把握していなかったことが分かる。この場合、当時申立人の夫は36歳であり、年金受給権確保のために、少なくとも44年3月より前の期間にさかのぼっての保険料を納付することが勧奨されたと推定できる。しかし、申立人に関しては当時32歳であり、年金受給権確保のために保険料をさかのぼって納付する必要はなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の旧姓を含む別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立期間に申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、それをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

国民年金の加入手続をどのように行ったか記憶していないが、未亡人会の集金人であるAさんが国民年金保険料を徴収しに来たので、夫の保険料と一緒に納付した。

その当時、未亡人会の集金人は、保険料相当額及び国民年金手帳を受け取ると、預かり証も領収書も交付しなかった。集金人は、国民年金手帳等を受け取ってから2週間から3週間後に検認印が押された国民年金手帳を返しに来てくれた。

集金人のAさんから国民年金手帳を返してもらった時に気付かなかったが、後日、国民年金手帳を見ると、申立期間に検認印が押されていないので、Aさんに苦情を言い、同人宅を訪ねたが、Aさんは申立期間の保険料を受け取っていないと言った。私は、申立期間の保険料を納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を納付組織の集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間の検認印の無いことが確認できる。

また、申立人は、納付組織の集金人は申立期間の保険料を受け取っていないと主張したと陳述していることから、B市は申立人の保険料を収納していないと推定できる。

さらに、申立期間は26か月、3年度にまたがっており、この間、申立人は国民年金手帳を確認する機会は何度もあるところ、申立人は国民年金手帳に申

立期間の検認印が無いことに気付いた時期に関する記憶が定かでない」と陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

国民年金の加入手続をどのように行ったか記憶していないが、未亡人会の集金人であるAさんが国民年金保険料を徴収しに来たので、妻が私の保険料を納付してくれた。

その当時、未亡人会の集金人は、保険料相当額及び国民年金手帳を受け取ると、預かり証も領収書も交付しなかった。集金人は、国民年金手帳等を受け取ってから2週間から3週間後に検認印が押された国民年金手帳を返しに来てくれた。

集金人のAさんから国民年金手帳を返してもらった時に気付かなかったが、後日、国民年金手帳を見ると、申立期間に検認印が押されていなかった。妻が、Aさんに苦情を言い同宅を訪ねたが、Aさんは申立期間の保険料を受け取っていないと言った。妻が、申立期間の保険料を納付してくれたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を覚えていないが、妻が申立期間の国民年金保険料を納付組織の集金人に納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間の検認印の無いことが確認できる。

また、申立人は、納付組織の集金人は申立期間の保険料を受け取っていないと主張したと陳述していることから、B市は申立人の保険料を収納していないと推定できる。

さらに、申立期間は26か月、3年度にまたがっており、この間、申立人は国民年金手帳を確認する機会は何度もあるところ、申立人は国民年金手帳に申

立期間の検認印が無いことに気付いた時期に関する記憶が定かでない」と陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年5月まで

私は、A市に住んでいたころB業店に勤務していたが、保険料をさかのぼって納付できることを聞いたことから、職場に来ていた集金人に加入手続をしてもらい、さかのぼって納付した記憶がある。以降は、職場に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。

昭和51年6月に厚生年金保険適用事業所に入社後、二人の女性集金人が会社に来られた時に、厚生年金保険に加入していたことから、国民年金の保険料の納付を終えることを伝えた。

統一番号の通知の時と、58歳の年金見込額のお知らせの時においても、未納があるとは聞いていない。

国民年金保険料を納付することは大切だと常々思っていたので、未納があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいたころに国民年金に加入し、職場で集金人に保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月にC市において払い出されていることが同払出簿から確認でき、A市在住時に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、払出時点においては、申立期間のうち、昭和49年3月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。また、同年4月以降の保険料については、過年度納付は可能であったものの、その場合、集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について検証するた

め、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行うとともに、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる氏名検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在は確認できなかった。

加えて、申立期間は7年2か月に及び、行政側がこれほど長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難く、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から46年12月まで

昭和39年3月A職業学校卒業後46年12月まで、私は会社にB業務従事者として住み込みで働いていた。一緒に寮生活をしていた私たちB業務従事者は、事業主の手続により、C国民健康保険に加入していたと聞いていたので、40年10月以降は、事業主の手続によって同時に国民年金にも加入していたと思う。しかし、年金手帳その他の証書を受け取ったことが無いので、確認したわけではない。加入していたとしても、国民年金に関することはすべて事業主に任せていたので、保険料がどこで、どのように納付されていたのか等については全く分らない。そこで、当時勤めていた会社に問い合わせたところ、現事業主（申立期間当時の事業主の娘。）によると、証書など確認できる資料が何も残っていないとのことであった。当時の同僚に問い合わせても、やはり当時の資料は残っていないとのことで、実状を確認することができなかつたので、調査をお願いすることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月ごろから46年12月ごろまで、勤務先の会社で事業主を通じてC国民健康保険に加入していたので、国民年金についても事業主が加入手続及び保険料納付をしてくれていたのではないかと申し立てている。

そこで、申立人が申立期間に国民年金に加入していた可能性を検証するため、市において国民年金関係の資料を調査したが、被保険者名簿その他申立人が国民年金に加入していたことを確認できる資料は一切存在しなかつたほか、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行い、さらに、住所地を管轄する社会保険事務所において申立期間について手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払

い出された形跡はうかがえなかった。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間当時勤務していた会社の関係者への聴き取り調査の結果、C国民健康保険に加入している常勤の社員であっても、国民年金の加入については社員個人の意思に委ねられており、事業主が個々の社員について国民年金の加入手続及び保険料納付を代行することは無いとの証言が得られた。

さらに、申立人自身は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、国民年金についての具体的な記憶を有していないほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から51年3月まで

私は、昭和42年3月に結婚後、B業店を開業するためにそれまで勤めていた会社を同年7月に退職した。私には国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った記憶が無いので、妻の父親がしてくれたものと思うが、そのころから、区役所の集金人が毎月店を訪れるようになり、私が国民健康保険料と夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

また、同じ集金人から口座振替を勧められたので、昭和51年度から、国民年金保険料を銀行で引き落とすための手続をした記憶がある。

申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険及び申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の妻の父親が行ってくれたものと思うと申し立てていることから、加入手続については直接関与しておらず、これらを行ったとする妻の父親も既に亡くなっているため、具体的な加入時期及び当時の加入状況は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和50年6月11日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられるほか、申立人は、これまで未納の催告を受けたことも、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶も無いと陳述している。

また、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の国民年

金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、国民健康保険料と国民年金保険料を集金人に納付していたことは覚えているが、その時、国民年金保険料をどのように納付していたのか記憶が定かで無い上、現在所持する印紙検認記録欄の無いオレンジ色の年金手帳以外に年金手帳を見たことが無いと陳述している。

加えて、申立人は、集金人に勧められて、昭和51年度から口座振替により国民年金保険料を納付するようになったとしているところ、申立人の社会保険庁の納付記録をみると、申立期間直後の昭和51年4月から納付していることが確認でき、その納付日から口座振替であることが推認できる上、申立人に、印紙による検認及び国民年金保険料の納付書に関する具体的な記憶が無いことなどを踏まえると、申立人の国民年金保険料については、納付当初から口座振替であったものと考えられ、同年4月から納付が開始されたものとみるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間、42 年 1 月から同年 3 月までの期間、43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで
④ 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

私が夫と暮らすようになった昭和 36 年 11 月以降、経済的に苦しくなる前の 46 年 3 月まで、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を店に来る集金人に一緒に納付してきた。

夫が 60 歳になる平成 8 年ごろ、国民年金の納付状況を確認するために区役所へ出向いたところ、夫婦共に国民年金手帳に印紙が貼付され領収印もある昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの期間が未納とされていたことが分かり、不信に思ったが、その時は、記録を訂正してもらった。

しかし、申立期間①、②、③及び④については、夫が夫婦二人分の保険料を納付しているにもかかわらず、集金人は、夫婦の年金手帳に領収印を押さず、代わりに領収金額をボールペンで記載し、右側の印紙検認台紙だけを切り取って持ち帰っているのはおかしい。

上記期間が今も未納のままにされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 8 月に A 市(現在は、B 市。)において、申立人の夫と連番で払い出されているが、夫の手帳記号番号は、それ以前の 35 年 12 月にも C 市においても払い出されており、A 市で払い出された夫の手帳記号番号は、その後、取り消されていることが手帳記号番号払出簿

により確認できる。

そこで、申立人の夫が現在所持する国民年金手帳を見ると、当該手帳は、最初に手帳記号番号が払い出されたC市において発行されたものであり、昭和38年4月から39年6月までの期間の保険料については、同年11月13日にA市で払い出された手帳記号番号から充当した旨の記載が確認できるとともに、同市において夫と連番で発行された申立人の当該期間に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、同市において38年11月16日に初めて保険料を印紙納付し、以降3回にわたり納付していることが確認できることから、この間、申立人の夫についても、同市発行の国民年金手帳により申立人と共に納付し、それがC市発行の国民年金手帳に充当された時点において、A市発行の年金手帳とともに当該手帳記号番号が取り消されたものと考えられる。

また、申立人の夫に係る当該期間の保険料が充当された後の申立人夫婦に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、すべて同一日に納付されていることが確認できることから、保険料が充当された期間を含め、申立てどおり、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられるところ、一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間①、②、③及び④は同様に未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③及び④について、申立人の夫が集金人に保険料を納付したにもかかわらず、集金人が、年金手帳の印紙検認記録欄に領収印を押さず、代わりに領収金額を記載し、右側の印紙検認台紙だけを切り取っていることに疑問を感じていると申し立てているが、当時、集金人は、基本的に印紙で納付する現年度保険料のみを取り扱い、保険料を受け取ると、右側の印紙検認台紙に印紙を貼付するとともに、左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされ、市役所に戻った時点で、当日、売りさばいた印紙の枚数と受け取った現金の金額とを照合し、市の担当者に引き継ぐものとされていた。また、当該年度の保険料が現年度納付の納付期限を超えているものについては、印紙で納付することができないため、その年度における納付の有無にかかわらず、基本的に右側の印紙検認台紙を切り取り、これを社会保険事務所に送付し、納付記録に反映させる取り扱いであったものと考えられるところ、申立期間①、②、③及び④については、集金人に保険料を印紙納付したことを示す検認印が無い上、当該期間は合計33か月に及び、この間、申立人夫婦は、A市（同市ほか2市が合併後のB市を含む。）、D市及びE区（現在は、F区。）に転居しているが、このような長期間にわたり、かつ、それぞれの市及び区を通じて、納付記録が夫婦二人分同時に欠落することは考え難い。なお、申立人が、平成8年に区役所において夫婦の国民年金手帳を提示したことにより、未納から納付済みに記録訂正してもらったとする昭和45年4月から同年9月までの期間については、右側の印紙検認台紙に当該期間の印紙が貼付されたまま切り取られずに残っていることから、何らかの事情により、こ

れ以降において、集金人が申立人夫婦の印紙検認台紙を切り取る機会を失い、それが当該期間の納付記録を欠落させる原因のひとつになった可能性も否定できない。また、申立期間③である昭和43年度及び44年度の印紙検認記録欄に当時の保険料額が記載されているが、いずれも同じ筆跡とみられることから、翌年度に保険料を徴収に訪れた集金人が、未納となっている申立期間③の保険料をさかのぼって納付する場合の納付金額を、申立人の夫に説明するために参考に記載した可能性も考えられる。

加えて、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、集金人が店に来るたびに保険料を渡すと、集金人が柱に吊してあった袋から夫婦の年金手帳を取り出し、領収印を押して帰ったことを覚えていると陳述するのみであり、その納付についても、当時は商売が結構厳しかったので、納付できる時も納付できない時もあったとし、国民年金の加入手続及び住所変更手続についても、昔のことでよく覚えていないと陳述していることから、当時の具体的な納付状況及び年金に関する手続の状況については不明である。

このほか、申立人の夫が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から45年3月までの期間、57年4月から63年3月までの期間、平成元年1月から同年3月までの期間及び4年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から45年3月まで
② 昭和57年4月から63年3月まで
③ 平成元年1月から同年3月まで
④ 平成4年4月から12年3月まで

私が20歳になった時、母から、自分たち自営業は将来退職金をもらえないので、国民年金保険料を納付するよう勧められ、母が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても、母が私の月給から天引きし、区役所で納付してくれていた。私が現在所持する国民年金手帳は、昭和45年7月20日に再交付されたものであるため、同年4月以降の検認印しかないが、母からこの年金手帳を受け取った際に、母は、「前の手帳を紛失したので再交付してもらったが、最初からきっちり納めているので大丈夫。」と言っていた。

昭和50年11月に結婚して以降は、妻が、金融機関で夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。この間、店の経営も順調で、国民年金保険料額が記載された平成7年分から12年分までの確定申告書(控)を所持している。6年分以前の確定申告書(控)は残っていないだけで、そこにも国民年金保険料の記載があるはず。確定申告書(控)が残っている期間も未納となっているのはおかしい上、申立期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

また、私は、平成10年3月から12年3月までの保険料を過年度納付した夫婦二人分の領収証書を所持しており、この期間は、確定申告書(控)でも分かるように現年度でも保険料を納付しているので、重複して納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった時、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、その保険料も、母親が申立人の月給から天引きし、区役所で納付してくれていたと申し立てていることから、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な加入時期及び納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、その前の手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から昭和45年以降に払い出されていることが推定できるとともに、申立人の所持する同年7月20日に再交付された国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、同年7月以降には、日付の入った通常の検認印が押されているが、同年4月から同年6月までの期間は、既に納付済みであることを示す「納」のゴム印が押されていることから、このころに最初の国民年金手帳が交付され、申立人の母親は、当該期間の3か月の保険料を納付した後に、最初の国民年金手帳を紛失したものとみるのが自然である。この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない区役所において納付することができなかつたものと考えられるほか、申立人は、母親から、過去の保険料をさかのぼって納付したと言う話を聞いたことが無いと陳述している。

また、申立人の母親が、申立期間①の保険料を区役所で現年度により納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①について手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②、③及び④について、申立人は、昭和50年11月に結婚して以降は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に金融機関で納付してきたと申し立てているところ、夫婦共に56年10月から同年12月までの未納保険料を58年1月に過年度納付するとともに、納付日の確認できる平成12年4月以降において、夫婦二人の納付日がほぼ一致していることから、基本的に、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられるが、保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻も、申立期間②、③及び申立期間④のうち、10年2月以前の期間は、同様に未納となっている。

また、申立人は、申立期間④のうち、平成10年3月から12年3月までの社会保険事務所が発行した月ごとの領収証書を所持しており、その領収日を見ると、同年4月以降14年5月までの間において、それぞれ時効の2年が到来する月末又は翌月初めに25回にわたり過年度納付していることが確認できる上、12年4月以降の保険料は、すべて現年度により納付済みであることを踏まえ

ると、同年4月から、時効にかからず納付が可能であった過去の未納保険料を含めて、保険料の納付を再開したものとみるのが自然であり、納付を再開した時点において、申立期間④のうち、10年2月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

しかし、申立人は、申立期間④について、国民年金保険料額が記載された平成7年分から12年分までの確定申告書(控)を所持し、残存していない6年分以前の確定申告書(控)にも国民年金保険料が記載されているはずであるとして、現年度納付していると主張するとともに、申立期間④に係る領収証書については、確定申告の際に必要であり、すべて税理士に提出したため、残っていないと陳述している。

そこで、申立人から提出のあった平成7年分から12年分までの確定申告書(控)のほか、13年分から20年分までの確定申告書(控)を含めて調査したところ、8年分から10年分までの確定申告書(控)及び14年分から16年分までの確定申告書(控)には、当年1月から12月までの申立人一人分の国民年金保険料額が記載されているが、13年分の確定申告書(控)だけ、夫婦二人分の保険料額が記載され、7年分、11年分及び12年分の確定申告書(控)については、その記載が無いなど一貫性がみられない上、申立人は、現年度により納付した平成12年度以降に係る夫婦二人分の領収証書を税理士に提出することなく所持しているにもかかわらず、平成13年分の確定申告書(控)には、夫婦二人分の国民年金保険料額が記載されているほか、申立人は、12年4月以降、夫婦共に付加保険料を納付しているにもかかわらず、13年分から16年分までの確定申告書(控)の保険料額は、付加保険料を含まない年間の定額保険料額が計上されているのは不合理である。また、確定申告書に国民年金保険料の領収書等の添付が義務づけられた17年分以降の確定申告書(控)を見ると、いずれも、これまでの当年1月から12月までの保険料額ではなく、17年分の確定申告書(控)では、16年10月から17年4月までの期間の付加保険料を含めた保険料額とみられる金額が計上され、18年分の確定申告書(控)では、17年10月から18年3月までの期間の付加保険料を含めた保険料額とみられる金額が計上されていることから、17年分の確定申告書(控)から、提出のあった申立人の領収証書に基づき国民年金保険料の控除額の記載が行われたことをうかがわせるとともに、計上されなかった期間の保険料額については、税理士に対し、領収証書が提出されなかった可能性も否定できない。なお、19年分の確定申告書(控)については、同年中に納付したとみられる18年10月から、申立人の高齢任意加入の資格を喪失する前月の19年5月までの保険料額11万2,960円がそのまま計上され、申立人の納付記録が無い20年分の確定申告書(控)には、国民年金保険料額の記載が無く、それぞれ社会保険庁の記録と一致している。以上のことから、申立人の16年分以前の確定申告書(控)の国民年金保険料の記載については、基本的に信ぴょう性に欠けるものと考えざるを得ない。

また、申立人は、申立期間④の保険料を現年度により納付していると主張しながら、申立期間④のうち、平成10年3月から12年3月までの夫婦二人分の保険料を25回にわたり過年度納付していることについては、おかしいと思いつつ納付してきたと陳述しているが、当該期間に係る夫婦二人分の保険料合計額は、66万4,000円もの高額である上、これを、申立人が当該領収証書を税理士に提出せずに所持し、確定申告書に控除額として計上しないのは不自然である。これについて、申立人は、当時、過年度保険料は確定申告できないものと思ひ、税理士に提出しなかったと陳述しているが、これらの陳述をそのまま受け容れることは、社会通念上、困難であると考えられる。

さらに、申立期間②、③及び④は、合計14年3か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時にかつ連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人及びその妻の納付状況をみると、申立人が60歳で期間満了した平成14年1月時点及び申立人の妻が60歳で期間満了する23年8月時点において、それぞれの納付月数は、上記の10年3月から12年3月までの過年度保険料を含めて、申立人が236か月、申立人の妻が224か月であり、年金受給資格期間を確保するのに必要な300か月(25年)に、申立人は、64か月(5年4か月)不足することから、65歳4か月である19年5月まで高齢任意加入し保険料を納付しており、申立人の妻については、76か月(6年4か月)不足することから、年金を受給するためには、今後も66歳4か月である29年12月まで高齢任意加入し保険料を納付する必要があるものと考えられる。したがって、申立人夫婦は、保険料の納付を再開したとみられる12年4月当時において、可能な限り過去の未納保険料をさかのぼって納付しなければならない、これらの事情について説明を受け、認識していたものとみるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたこと並びに申立期間④の保険料を現年度により納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたこと並びに申立期間④の保険料を現年度により納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年3月までの期間、57年4月から63年3月までの期間、同年6月から平成12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から52年3月まで
② 昭和57年4月から63年3月まで
③ 昭和63年6月から平成12年3月まで

私は、昭和50年11月に結婚すると同時に、夫の母が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、その時窓口で、2年分の保険料をさかのぼって納付することができると言われたので、2年分の保険料を納付してきたと、夫の母から聞かされていた。結婚して以降は、私が、金融機関で夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。この間、店の経営も順調で、帳簿関係は私が記帳して税理士に見てもらっており、国民年金保険料額が記載された平成7年分から12年分までの確定申告書(控)を所持している。6年分以前の確定申告書(控)は残っていないだけで、そこにも国民年金保険料の記載があるはず。確定申告書(控)が残っている期間も未納となっているのはおかしい上、申立期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

また、私は、平成10年3月から12年3月までの保険料を過年度納付した夫婦二人分の領収証書を所持しており、この期間は、確定申告書(控)でも分かるように現年度でも保険料を納付しているので、重複して納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年11月に結婚すると同時に、申立人の夫の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、その時、2年分の保険料をさかのぼって納付してきたと、夫の母親から聞かされていると申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、結婚の約2年後である昭和53年1月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されることから、加入時期において申立内容と符合しない上、申

立人の夫及びその母親の納付記録をみると、夫については、申立人の加入手続が行われたとみられる年の年末である同年12月に、それまで未納であった50年1月から51年3月までの1年3か月の保険料をさかのぼって納付し、夫の母親については、申立人が結婚した翌月の50年12月に、36年4月から37年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の合計1年6か月の保険料をさかのぼって特例納付していることが確認できるほか、申立人の保険料についても、加入手続が行われたとみられる53年1月時点において、現年度納付が可能であった申立期間①直後の52年4月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、夫の母親がさかのぼって納付したとする保険料は、これらの保険料であった可能性も否定できない。しかし、申立人は、これらの保険料の納付に直接関与しておらず、保険料をさかのぼって納付してくれたとする夫の母親も既に亡くなっているため、申立期間①の保険料に係る具体的な納付状況等については不明である。

申立期間②について、申立人は、結婚して以降は、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てているが、上述のとおり、申立人の加入手続は結婚の約2年後に行われたとみられることから、申立人が夫婦二人分の保険料について納付を開始したのは、昭和53年以降と考えられる。

また、申立人夫婦共に申立期間②前の昭和56年10月から同年12月までの未納保険料を58年1月に一緒に過年度納付するとともに、納付日の確認できる平成12年4月以降において、夫婦の納付日がほぼ一致していることから、基本的に、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられるが、保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫も、申立期間②は同様に未納となっている。

申立期間③について、申立人夫婦は、A県B市に住宅を別途購入し、C市D区に居住しながら、一時期、申立人の夫の住民票だけをB市に異動したが、申立人は異動していないと陳述しているが、戸籍の附票を見ると、夫婦共に、平成2年10月22日にB市に転出し、5年11月22日にC市D区に再転入していることが確認でき、陳述内容と符合しない上、申立人に係る当時のB市の被保険者名簿を見ると、2年10月22日に転入し、3年3月12日に職権による転入処理を行ったことが記載されているほか、備考欄には、5年1月18日に申立人の夫が市役所に来庁し、申立人の納付相談を行った旨の記載が確認できる。それによると、来庁した時点における申立人のこれまでの保険料の納付月数が62か月であること、2年12月までさかのぼって保険料を納付し60歳まで保険料を完納すれば年金受給権ができること、納付約束を取り付けたこと及び口座振替を勧めたこと等が詳細かつ具体的に記述されている。したがって、申立人の夫は、この時点において、申立人に相当程度の未納期間があったことを認識していたものとするのが自然である。しかし、B市の納付記録では、B市において申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その後、申立人の夫のみ、平成5年12月に再びB市に住民票を異動し、11

年11月にD区に再転入していることが戸籍の附票により確認できるが、この間、申立人については、D区役所から送られてくる納付書により、申立人の夫については、B市役所から送られてくる納付書により、夫婦一緒に金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述しているところ、申立期間③のうち、4年4月から10年2月までの期間は、申立人の夫も未納となっている。

また、申立人は、申立期間③のうち、平成10年3月から12年3月までの社会保険事務所が発行した月ごとの領収証書を所持しており、その領収日を見ると、同年4月以降14年5月までの間において、それぞれ時効の2年が到来する月末又は翌月初めに25回にわたり過年度納付していることが確認できる上、12年4月分以降の保険料は、すべて現年度により納付済みであることを踏まえると、同年4月から、時効にかかわらず納付が可能であった過去の未納保険料を含めて、保険料の納付を再開したものとみるのが自然であり、納付を再開した時点において、申立期間③のうち、10年2月以前の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

しかし、申立人は、申立期間③について、国民年金保険料額が記載された平成7年分から12年分までの確定申告書(控)を所持し、残存していない6年分以前の確定申告書(控)にも国民年金保険料が記載されているはずであるとして、現年度納付していると主張するとともに、申立期間③に係る領収証書については、確定申告の際に必要であり、すべて税理士に提出したため、残っていないと陳述している。

そこで、申立人から提出のあった平成7年分から12年分までの確定申告書(控)のほか、13年分から20年分までの確定申告書(控)を含めて調査したところ、8年分から10年分までの確定申告書(控)及び14年分から16年分までの確定申告書(控)には、当年1月から12月までの申立人の夫一人分の国民年金保険料額が記載されているが、13年分の確定申告書(控)だけ、夫婦二人分の保険料額が記載され、7年分、11年分及び12年分の確定申告書(控)については、その記載が無いなど一貫性がみられない上、申立人は、現年度により納付した平成12年度以降に係る夫婦二人分の領収証書を税理士に提出することなく所持しているにもかかわらず、平成13年分の確定申告書(控)には、夫婦二人分の国民年金保険料額が記載されているほか、申立人は、12年4月以降、夫婦共に付加保険料を納付しているにもかかわらず、13年分から16年分までの確定申告書(控)の保険料額は、付加保険料を含まない年間の定額保険料額が計上されているのは不合理である。また、確定申告書に国民年金保険料の領収書等の添付が義務づけられた17年分以降の確定申告書(控)を見ると、いずれも、これまでの当年1月から12月までの保険料額では無く、17年分の確定申告書(控)では、16年10月から17年4月までの期間の付加保険料を含めた保険料額とみられる金額が計上され、18年分の確定申告書(控)では、17年10月から18年3月までの期間の付加保険料を含めた保険料額とみられる金額が計上されていることから、17年分の確定申告書(控)から、提出のあった申立人の夫の領収証書に基づき国民年金保険料の控除額の記載が行われたことを

うかがわせるとともに、計上されなかった期間の保険料額については、税理士に対し、領収証書が提出されなかった可能性も否定できない。なお、19年分の確定申告書(控)については、同年中に納付したとみられる18年10月から、申立人の夫が高齢任意加入の資格を喪失する前月の19年5月までの保険料額11万2,960円がそのまま計上され、申立人の夫の納付記録が無い20年分の確定申告書(控)には、国民年金保険料額の記載が無く、それぞれ社会保険庁の記録と一致している。以上のことから、申立人の16年分以前の確定申告書(控)の国民年金保険料の記載については、基本的に信ぴょう性に欠けるものと考えざるを得ない。

また、申立人は、申立期間③の保険料を現年度により納付していると主張しながら、申立期間③のうち、平成10年3月から12年3月までの夫婦二人分の保険料を25回にわたり過年度納付していることについて、申立人は、おかしいと思いつつ納付してきたと陳述しているが、当該期間に係る夫婦二人分の保険料合計額は、66万4,000円もの高額である上、これを、申立人が当該領収証書を税理士に提出せずに所持し、確定申告書に控除額として計上しないのは不自然である。これについて、申立人は、当時、過年度保険料は確定申告できないものと思い、税理士に提出しなかったと陳述しているが、これらの陳述をそのまま受け容れることは、社会通念上、困難であると考えられる。

さらに、申立期間②及び③は、合計17年10か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人及びその夫の納付状況をみると、申立人の夫が60歳で期間満了した平成14年1月時点及び申立人が60歳で期間満了する23年8月時点において、それぞれの納付月数は、上記の10年3月から12年3月までの過年度保険料を含めて、申立人の夫が236か月、申立人が224か月であり、年金受給資格期間を確保するのに必要な300か月(25年)に、申立人の夫は、64か月(5年4か月)不足することから、65歳4か月である19年5月まで高齢任意加入し保険料を納付しており、申立人については、76か月(6年4か月)不足することから、年金を受給するためには、今後も66歳4か月である29年12月まで高齢任意加入し保険料を納付する必要があるものと考えられる。したがって、申立人夫婦は、保険料の納付を再開したとみられる12年4月当時において、可能な限り過去の未納保険料をさかのぼって納付しなければならない、これらの事情について説明を受け、認識していたものとみるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたこと並びに申立期間③の保険料を現年度により納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたこと並びに申立期間③の保険料を現年度により納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月から同年12月まで
時期は定かではないが、昭和51年2月に会社を退職した後、妻がA市役所で、国民年金への再加入手続をしてくれたと思う。
保険料の納付についても妻に任せていたため、自分では全く分からないが、妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を、集金人及び銀行等で納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年2月に会社を退職した後、妻が国民年金への再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしている。

しかし、申立人及びその妻の特殊台帳並びに所持する領収証書を見ると、夫婦共、申立期間直後の昭和52年1月から54年3月の保険料について、55年1月29日になって納付していることが確認でき、申立期間については時効により納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から62年9月まで
国民年金への加入については、いつの時期かははっきりとは覚えていないが、自分で手続したと思う。
保険料の納付については、昭和42年にA市へ転居してから銀行の口座振替で納付していたので、未納であるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市で昭和61年9月5日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、57年12月から59年6月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、同年7月から61年3月までの保険料は、過年度保険料となり、口座振替により納付することはできない。

また、A市の被保険者名簿及び転居後のB市の収滞納一覧表を見ても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事跡は確認できない。

さらに、申立人は、口座振替により申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人が口座を開設していたと主張する銀行に照会したところ、申立人に該当する口座は確認できなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらず、また、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間は58か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国

民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え
難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年3月まで

20歳になった時に、区役所の担当者が国民年金の加入勧奨のため自宅を訪れたことを契機に、母が加入手続をしてくれた。昭和36年12月21日には国民年金手帳を持っていた。

保険料は、母が、自宅を訪れる集金人に納付してくれていたはずであるが、昭和53年に亡くなっているため確認できない。

母にすべて任せていたため、納付の詳細は分からないが、申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年当時に、区役所の担当者の勧奨により、母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月30日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、39年4月から44年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできず、45年1月から47年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、社会保険事務所の年金加入記録をみると、申立人は、20歳到達当時は、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、A市では、当時、厚生年金保険被保険者に対しては、仮に国民年金の加入勧奨を行い、加入申出があつたとしても、その後の資格取得条件の照合段階で除外していたことから、加入に至ることは無かつた旨回答している。

さらに、申立期間の保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は96か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から47年3月までの期間、同年4月から49年3月までの期間及び同年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から47年3月まで
② 昭和47年4月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から53年3月まで

A県で国民年金に加入した後、昭和47年3月に結婚し、C区役所で私と妻の国民年金の転入手続を行った。

その際、担当者から、新たに国民年金加入手続きを行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付するように言われた。

その2日から3日後に申立期間①の保険料と妻の昭和44年9月から47年3月までの保険料と一緒に区役所又は銀行で一括納付した。

その後、3か月に一度自宅に郵送されてきた納付書で夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間②及び③の保険料がそれぞれ未納及び申請免除とされている。

昭和49年4月から54年3月までの期間の保険料について、免除申請した覚えは無く、また、53年4月から54年3月までの保険料領収証書を所持しているが、この期間の保険料を追納したという覚えも全く無い。

B市で納付した申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県で国民年金に加入した後、結婚後の昭和47年3月にB市C区で、夫婦二人分の国民年金の転入手続を行った際に、新たな国民年金への加入及び20歳までさかのぼっての国民年金保険料納付を勧奨され、夫婦二人分の加入手続きを行うとともに、後日、区役所又は銀行窓口で、申立期間①の保険

料及び妻の44年9月から47年3月までの保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市で昭和47年3月31日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、46年4月から47年3月までの保険料は現年度納付が可能であるものの、B市では48年3月までは印紙検認方式による保険料収納を行っているが、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳を見ると、46年4月から47年3月までの印紙検認欄には検認印が押されていない。

また、当時は第1回特例納付制度の実施期間に当たっており、申立期間①のうち昭和40年9月から46年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付することは可能であったが、B市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に至るまでの間、未納無く保険料を納付したとしても、受給資格期間が不足する者を対象に特例納付及び過年度納付の勧奨を行っていたが、当時、申立人はまだ26歳であったことから勧奨の必要はなく、特殊台帳を見ても特例納付の勧奨等が行われた事跡^{しせき}は見当たらない。

次に、申立期間②及び③について、申立人は3か月ごとに送付された納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているものの、このうち、申立期間②について、昭和47年度は納付書による保険料納付は行われておらず、また、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳を見ると、いずれの手帳にも同年度の印紙検認欄に検認印は押されておらず、未納となっている。

また、申立期間③は夫婦共に申請免除承認期間となっており、免除承認を受けるには申立人からの申請が必要であること、また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間③直後の昭和53年度保険料についても、いったん申請免除とされ、その後、昭和55年1月26日に当該期間の保険料を追納したとの記録があることなどから判断すると、申立期間③の申請免除の記録が事実と異なる記録であるとも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 40 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 35 年 1 月に A 社に入社し、40 年 5 月 10 日まで B 職として勤務していた。

社会保険庁の記録によると、A 社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同社において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載があり、昭和 39 年 12 月に入社したと陳述している同僚から、「申立人を知っている。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間のうち、一定の期間 A 社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和 39 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、新規適用後の厚生年金保険加入について、当時の A 社専務から、「厚生年金保険の加入対象は役員及び幹部社員だけであった。ほかの人は大半が日雇い労働者で、健康保険は日雇健康保険に加入していたはずである。」旨の陳述を得た。そこで、A 社が厚生年金保険適用事業所となった際に被保険者資格を取得している 12 人について、同僚から当時の役職を確認したところ、社長、専務、現場責任者又は班長（5 人）、事務・経理責任者（2 人）、社長の親戚（1 人）となっており、一般の職員の加入は認められなかった（2 人は役職不明。）。

さらに、申立人は、「健康保険証はサラリーマンの持っているようなものでなく、確か手帳のような形であった。」旨陳述しているところ、当時の日雇労働者健康保険の被保険者証は手帳方式であった。

加えて、同僚から、「B職は出入りが激しく、現場間を頻繁に移動する人が大半だったので、正社員で無かった人がほとんどであった。」旨の陳述を得た。

以上の事情から、A社では、同社が厚生年金保険適用事業所となった以降も、申立人について厚生年金保険被保険者資格の取得手続をとっていなかったと考えるのが相当である。

なお、A社が厚生年金保険適用事業所となった際の新規被保険者資格の取得者数から、同社では、新規適用以前から厚生年金保険適用事業所の要件を満たしていたものと推測されるが、新規適用時に被保険者資格を取得している同僚から、「A社が厚生年金保険適用事業所となる以前、雇用保険料は控除されていたが社会保険料は控除されていなかった。」旨の陳述が得られたことから、同社では、厚生年金保険新規適用以前において、保険料を控除していた事実は無かったと考えられる。

このほか申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 43 年 3 月 6 日に入社し、44 年 6 月 20 日にいったん退職した後、45 年 3 月 26 日に再入社し 48 年 3 月末までB職として勤務した。

社会保険庁の記録によると、再入社後の A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 48 年 3 月 27 日とされているが、同年 3 月は月末まで勤務していた。同社から提出された雇用証明書により同年 3 月 31 日まで勤務していることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が作成した申立人に係る雇用証明書において、昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務したことが証明されると申し立てしているところ、同社では、当該証明書について、「申立人の記憶を基に作成したもので、会社として何らかの記録を根拠に雇用期間を認めたものではない。」旨陳述しているほか、社会保険庁の記録によると、同証明書に記載された申立人の退職日（昭和 48 年 6 月 30 日）は、申立人が同社の次に勤務したC社に在職中の期間であることが確認できる。

また、A社から、「申立期間当時、給与は毎月 25 日締め、28 日支払いであった。締め日を過ぎてから退職する者の給与支払いについて当時どのように処理していたかは不明であるが、現在は、26 日から給与支払日（28 日）までの間に退職する者については、給与支払日に 26 日から 28 日までの賃金を併せて支給し、29 日以降に退職する者については、退職日に 29 日から退職日までの給与を支払う。」旨の陳述を得たところ、申立人と同じ 27 日（昭和 48 年 7 月 27 日及び 50 年 9 月 27 日。）に厚生年金保険被保険者資格を喪失している

同僚2人から、「給与はすべて月内に清算した。」旨の陳述を得たことから、当時の取扱いも現在と同じであったものと推測される。そこで、申立人に退職時の給与の受取状況を確認したところ、「端数分の給与を別途受け取りに行っていない。」旨の回答を得た。

さらに、申立人は、退職日について、「3月末まで勤めたと思うが、昔のことなので正確な日までは分からない。」旨陳述している。

以上の事情を踏まえると、申立人は、昭和48年3月28日に給与の清算を終了しており、3月末(31日)まではA社に在籍していなかったと考えられることから、厚生年金保険法第19条の規定(被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。)、及び同法第14条の規定(被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に、被保険者資格を喪失する。)に基づき、申立人の主張する同年3月は、厚生年金保険被保険者期間とはならないと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年6月25日まで
② 昭和24年8月1日から26年8月3日まで
③ 昭和28年4月1日から30年6月29日まで

私は、A市内の高校夜間部に入学すると同時に、高校の世話役のあっせん
で昭和24年4月1日から同市内に所在するB社(現在は、C社。)に就職し、
同社D部でE製品の製造に従事していた。当時、家計を支えなければならな
かったが、同社は給与が安かったため、収入のよい仕事を求め同年7月に退
社した。社会保険庁の記録によると、同社に勤務していた期間のうち、同年
4月1日から同年6月25日の期間が厚生年金保険に未加入とされている。
同社に常勤で勤務し、厚生年金保険料を源泉控除されていたので、申立期間
を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

B社退職後、公共職業安定所の紹介で、A市に所在するF社(現在は、G
社。)に就職した。公共職業安定所の担当者からはA市内一のH店だからと
言われ、社長との直接の面接で採用された。在職中の昭和25年6月に運転
免許を取得し、H業務に従事していた。社会保険庁の記録によると、同社に
おける勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社に常勤で勤務し、
厚生年金保険料を源泉控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険
者期間として認めてほしい(申立期間②)。

昭和28年3月に高校夜間部を卒業した後、同年4月1日からI市に所在
するJ社(現在は、K社。)に同社社長の誘いで入社した。同社勤務中の同
年6月に大型免許を取得し、L業務に従事していた。社会保険庁の記録によ
ると、同社における勤務期間のうち、同年4月1日から30年6月29日ま
での期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社に常勤で勤務し、厚生年

金保険料を源泉控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁が保管しているB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間中に同社に勤務していたことが確認でき、連絡のとれた複数の同僚（うち1人は、申立人と同じD部に勤務しており、申立てと同じ昭和24年4月に入社した旨陳述している。）は申立人について覚えていない旨陳述している。また、申立人は、同社勤務時の同僚について、60年も前のことなので証言してくれる者はいない旨陳述しているほか、C社では、申立期間当時の会社関係資料は一切残っていないと回答していることから、申立人の陳述以外に、申立人が申立てどおり同年4月1日に入社したことを確認できる事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁が保管しているB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和24年3月下旬及び同年4月初めに同社に入社した旨陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年4月27日であることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している厚生年金保険台帳記号番号払出簿によると、申立人に係る記号番号払出日は、昭和24年7月14日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、F社の元専務の家族から、「私が、結婚してI市に移った後、父が当時I市に住んでいた申立人を呼び出して紹介してくれた。申立人がF社に勤務していたことは間違いない。」旨記載された陳述書が提出されたことから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、F社が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間後の昭和29年10月1日であることが確認できる。

また、F社の新規適用時における被保険者資格取得者で、新規適用前から同社に勤務していたと陳述している複数の同僚から、「厚生年金保険加入前に保険料は控除されていなかった。」旨の陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、K社から、「申立人が、昭和28年4月1日から36年6月8日までJ社に在籍していた。」旨の在籍証明書が提出されていることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

一方、昭和27年4月にJ社に入社したと陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が29年1月25日となっていることが確認でき、当該同

僚から、「J社はM関係の会社で人の出入りが激しかったせいもあり、当時は厚生年金保険にはすぐに加入しなかった。また、保険に入るよりも手取額が多いほうがよかったから長い間加入しなくても何とも思わなかった。約2年後に会社から保険に加入するよう言われ、それから保険料が控除されるようになった。」旨の陳述が得られた。

また、J社に昭和26年4月に入社し、N職として勤務していた旨陳述している同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、29年7月10日となっており、入社から被保険者の資格取得まで39か月要していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管しているJ社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、昭和28年4月に入社した時既に在職しており、仕事の指示をしてもらっていた旨陳述している同僚の被保険者の資格取得日が、申立期間経過後の30年7月1日であることが確認できる。

加えて、学校を卒業してすぐの昭和30年4月にJ社にO職として入社した旨陳述している同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年7月1日となっていることが確認できるところ、当該同僚から、「入社から厚生年金保険加入まで3か月の空白期間があったことは知らなかった。当時試用期間は無かった。」旨の陳述が得られ、同社では、本人が厚生年金保険への未加入意志を示していない場合でもすぐには加入させていなかったことがうかがえる。

以上の事情から、J社では、新入社員について、何らかの条件又は本人からの申し出により、入社から一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしており、申立期間についても当該未加入期間に該当していたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 26 日から 40 年 6 月 30 日まで
② 昭和 40 年 9 月 17 日から 43 年 9 月 15 日まで

社会保険庁の記録によると、A社B工場及びC社の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

当時、私は厚生年金保険のこともよく知らなかったので、脱退手当金を請求するはずがなく、支給されていたことも知らなかった。

脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和44年10月27日に支給決定されている。

しかしながら、申立人の脱退手当金裁定請求書は昭和44年7月14日に管轄のD社会保険事務所に提出されていることが確認できるとともに、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の署名及び押印がなされていることのほか、D社会保険事務所が同請求書を受付後、記載されている氏名の訂正を依頼する付箋^{ふせん}をつけて申立人の住所地に返戻し、同年9月30日に再受付したことが確認できる。

また、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和44年10月7日付けで、氏名が「E」から「H」に訂正されていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に

伴い氏名の訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない（なお、申立人に対する脱退手当金は、申立人の当時の居住地近くのF銀行G支店で隔地払（通知払）されたことが確認できる。）。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 11 日から 45 年 2 月 1 日まで

平成 16 年 3 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受け取ったとされる昭和 45 年 4 月 21 日は、B店の開店準備に追われ、受給手続をする余裕はなかった。

脱退手当金の請求手続を行ったことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 4 月 21 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計 20 ページにおいて、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 46 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 27 人みられ、うち 19 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、同一支給日の受給者も散見される。また、同社から提出された申立人の「被保険者台帳」を見ると、「脱退手当金請求済」のゴム印が押されている上、同社では脱退手当金の請求手続を代行していたと思う旨回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考え

えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 25 日から 23 年 4 月 1 日まで
A社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答をもらったが、受け取った記憶が無い。
脱退手当金については、請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和23年6月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社を退職した約1か月後にB県に採用されたとしているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金保険に係る年金は受給できなかったことを踏まえると、共済組合に加入したことにより厚生年金保険被保険者期間を清算し、脱退手当金を受給した可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月20日から23年5月28日まで
社会保険事務所の記録によれば、A社B工場で勤務し、厚生年金保険に加入していた期間について、昭和23年8月30日に脱退手当金支給済みとなっているが、当時、脱退手当金の制度があることさえ知らなかった。
脱退手当金を請求したことも、受給したことも覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和23年8月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、保険給付欄に「脱退」の表示が記されているほか、資格期間、支給金額及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場で昭和22年9月1日から23年7月31日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した男性従業員の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給要件を満たす14人のうち11人が脱退手当金を受給していることから、男性でも多くの者が脱退手当金を受給していたことが確認できる。さらに、その受給者全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見されるほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が

なされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の資格喪失日が昭和 61 年 11 月 30 日であり、同年 11 月の加入記録が無いとの回答があった。同年 11 月分給与明細書を持っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、雇用保険の記録から、申立人がA社を退職した日は昭和 61 年 11 月 29 日であることが確認でき、また、厚生年金基金の記録においても、申立人の資格喪失日が、社会保険事務所の厚生年金保険記録と同じ、同年 11 月 30 日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 61 年 11 月 30 日であり、申立人の主張する同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立期間当時にA社を退職している同僚二人について、厚生年金保険、厚生年金基金及び雇用保険の記録をみると、それぞれ、昭和 61 年 11 月 29 日に離職の者は同年 11 月 30 日に資格を喪失し、同年 11 月 30 日に離職の者は同年 12 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、事業所の届出の誤りをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A社では、「毎月の給与は20日締めで25日支給であり、厚生年金保険料は翌月控除である。」としていることから、申立人提出の昭和61年11月分給与の明細書に記載されている厚生年金保険料及び厚生年金基金の控除額は、同年10月の控除額であると考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年から27年ごろまでのうち、5か月から6か月
② 昭和26年3月から27年1月ごろまでのうち、3か月から4か月
③ 昭和29年ごろのうち、3か月から4か月

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、また、申立期間③はC社で、それぞれ勤務したので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局では、同事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶しているものの、その連絡先は不明であり、これらの者から、A社における申立人の勤務の状況及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人の記憶している同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認することができる。

しかし、当該同僚は、「B社では、すぐに辞めていく人も多かったので、入

社後しばらく様子を見てから社会保険に加入させていた。」と陳述しており、同人の資格取得日も自身が記憶する入社日から4か月後となっている。

また、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録のあるその他の従業員も、同事業所では試用期間があったと陳述している。

さらに、B社は、昭和58年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人に係る保険料控除等の状況は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務していたと申し立てているが、商業登記簿の記録、社会保険事務所の記録及び申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人は、D社（昭和29年4月7日からE社に名称変更）で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録のある複数の元従業員は、同社では、3か月又は5か月の試用期間があったと陳述している。

さらに、E社は、昭和34年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は連絡先不明であるため、申立人に係る保険料控除等の状況は確認できない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から50年6月20日まで

社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和32年8月1日から53年4月1日まで継続して同社に勤務していたので、申立期間においても夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、申立期間もA社に勤務して厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社において申立期間当時に管理職であった者は、「申立人は、申立期間当時、A社を退職し、独立して仕事をしていた。」と陳述している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録のある同僚の一人も、「申立人は、申立期間当時、A社以外にC社及びD社などのE業務の仕事もしており、A社を退職し独立して仕事をしていたはずである。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間後の昭和53年4月1日から54年8月1日までの16か月間は厚生年金保険の第四種被保険者であったことが確認できる。仮に、申立人の妻の主張どおり、申立期間の24か月間A社において厚生年金保険に加入していた場合、その資格喪失時点（昭和53年4月1日）で申立人の被保険者期間は248か月となり、老齢年金の受給資格期間（240か月）を満たすため、第四種被保険者として厚生年金保険に

加入することはできないことから、申立人は申立期間については厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことを認識した上で、53年4月から第四種被保険者として厚生年金保険に加入したことも考えられる。

加えて、B社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立期間当時のことを知る社員も退職していることから、同社から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 49 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社が経営するB店で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務地に係る記憶及び雇用保険の記録から判断して、申立期間のうち、昭和 45 年 9 月 8 日から 47 年 6 月 23 日までの期間及び 48 年 2 月 21 日から 49 年 2 月 28 日までの期間については、申立人は、A社が経営するB業務店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社及びB店は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時のA社の事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所では無かったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった」としている。

さらに、申立人が記憶している同僚は連絡先が不明のため、申立人の申立期間当時の勤務の状況等は確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月17日から同年9月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成4年8月17日から勤務したので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成し、保管する「被保険者一覧表」における入退社日の記録から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立期間は試用期間であり、当社保存の厚生年金保険に係る被保険者一覧表においても、申立人の資格取得日が平成4年9月2日と記載されていることから、申立期間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない」としている。

また、申立人は、「入社時に、採用後3か月間は試用期間のため、社会保険（厚生年金保険及び健康保険）には加入しないと説明を受けたが、当時、母親が通院中であり、健康保険証が必要であったため、事業主の承諾をもらって、入社直後から社会保険に加入してもらった」と陳述しているところ、申立期間当時の事業主は、「申立人からそのような話があったか否かは記憶に無いが、当社保存の被保険者一覧表に申立人の入社日が平成4年8月17日、社会保険の資格取得日が同年9月2日と記載されていることからすると、通常、入社後3か月間は試用期間のため、厚生年金保険には加入させないが、申立人からそのような申出があり、入社翌月から加入させたものと思われる」と陳述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、社会保険庁における

厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和27年4月9日から同年6月1日まで
③ 昭和27年8月1日から28年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、昭和22年4月1日からA社でB業務従事者として勤務していた。

申立期間②については、昭和27年4月9日からC社（現在は、D社。）でE業務従事者として勤務していた。

申立期間③については、F社G支社H課でI業務従事者として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当てもA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が氏名を記憶している同僚及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る当時の従業員のうち、連絡が取れた二人（いずれも申立人と同じ職種）の資格取得日は、それぞれ、自身が記憶する入社時期から、1年3か月後及び1年6か月後であることから、同社では、申立期間当時、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

また、A社は、昭和29年に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、

申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の同社における保険料控除等の状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、また、申立期間当時の事業主及び上司は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、当該元従業員のうち一人は、厚生年金保険の資格取得日が自身の記憶する入社日より3か月後となっている。

申立期間③については、申立人は、F社G支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が氏名を記憶している同僚及び社会保険事務所のF社G支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る当時の従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

また、F社は、「正社員を記録している当時の人事記録を確認したが、申立人の氏名は確認できない。」としており、申立人は、正社員以外の従業員として勤務していたことが推認されるところ、前述の同僚及び従業員のうち複数の者は、「F社G支社では、昭和27年ごろから正社員の採用が厳しくなり、このため常時数人のアルバイトを雇用していた。同社G支社では、現地採用のアルバイトは、正社員になるまで社会保険に加入させていなかった。」と陳述している。

さらに、F社G支社の当時の事業主、上司及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月1日から55年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。
申立期間も同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同僚の証言等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成19年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないことなどから、申立人の申立期間における同社での保険料控除等の状況は確認できない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況をみると、昭和47年4月から申立期間を含めてA社で厚生年金保険に加入する55年2月1日まで、申請免除の記録が確認できるところ、申立人は、集金人の勧めにより免除申請の手続を自ら行っていたとしている。

さらに、申立人は、申立期間において、「国民健康保険料が高く、子供がいて大変であったところ、保険料の減免をしてもらった記憶がある」として、国民健康保険に加入していたことを記憶している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 18 日から 27 年 1 月 15 日まで

私は、祖父の紹介で昭和 25 年 3 月 18 日から A 事業所（現在は、B 社。）に勤務し、定時制高校に通いたい旨を事業主に告げ、快諾を得た。事業主からは、仕事は大変だが保険関係も完備しているとの説明を受け勤務してきた。しかしながら、社会保険事務所の記録では、27 年 1 月 16 日からの被保険者記録しかないが、同事業所には、25 年 3 月 18 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 事業所に勤務していた複数の同僚から、申立人は申立期間も勤務していた旨の陳述が得られたことから、申立人が当時同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 27 年 1 月 16 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B 社の人事担当者によると、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、詳細は不明であるが、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思うと陳述している。

さらに、社会保険庁の記録によると、A 事業所が適用事業所となった昭和 27 年 1 月 16 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が申立人以外にも 22 名確認でき、このうち連絡先が判明した同僚 11 名に照会したところ、複数の同僚は、26 年末ごろに事業主から事業所の法人化に伴い社会保険に加入するとの説明を受けたと回答しているほか、当該複数の同僚のうちの 1 名か

らは、「当時の同僚達で、保険料が控除されると給与が少なくなるので困るとの話をしてきた記憶があることから、厚生年金保険の適用事業所となる前には保険料は控除されていなかったと思う。」との陳述が得られた。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと陳述しているものの、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月から33年5月まで
② 昭和43年4月から46年4月まで
③ 昭和46年6月から48年2月1日まで

私は、申立期間①はA社でH業務従事者として勤務し、申立期間②はB社に自分のOを持ち込み、P職として勤務した。

また、申立期間③はC社に、Oを持ち込んで勤務していた同僚の紹介で入社し、当該同僚のP職助手として勤務した。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立期間①、②及び③の期間について厚生年金保険に未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてI市J区のA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、A社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、同事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人は、K市L区のB社に申立人所有のOを持ち込み、P職として勤務したと申し立てているが、管轄社会保険事務所によると、

同区内に所在するB社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い上、運輸局への照会結果でも当該事業所名でのQ事業者は確認できないとしている。

一方、管轄社会保険事務所及び運輸局によると、K市L区に隣接する同市M区において、申立人が主張する事業所名と類似する「D社(現在は、E社。)」というQ事業者(厚生年金保険適用事業所)が確認でき、申立人が記憶している運搬物が同社の業務内容の一部と符合していることから、申立人が勤務していた事業所はD社であったことも考えられる。

そこで、上記のE社に対し、申立人の同社での在職について照会したものの、当時の資料が無く申立人の申立期間における在職は確認できないとしている。

また、申立人は、B社での同僚を記憶していないため、E社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に対し、申立人の在職等について照会したものの、これらの者から回答を得ることはできなかった。

さらに、E社では、当時、Oを持ち込んで勤務していた者とは、雇用契約を締結しておらず、個人事業者として取り扱っていたので厚生年金保険に加入させていなかったと思うとしているほか、同社では、正社員の場合は当時から厚生年金保険と雇用保険とは一体として加入させる取り扱いであったと陳述しているところ、申立人については同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間③について、申立人は、K市N区のC社に、Oを持ち込んで勤務していた同僚のP職助手として勤務していたと申し立てているが、管轄社会保険事務所によると、同区内に所在するC社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、また、運輸局への照会結果でも当該事業所名でのQ事業者は確認できないとしている。

一方、管轄社会保険事務所及び運輸局によると、K市N区に隣接する同市M区において、申立人が主張する事業所名と類似する「F社(現在は、G社。)」というQ事業者(厚生年金保険適用事業所)が確認できることから、申立人が勤務していた事業所はF社であった可能性を否定できない。

そこで、申立人が上記G社に勤務していた可能性を含め同社に照会したものの、申立人の在職については資料が無く不明としており、仮に、申立人が当社に勤務していた場合でも、Oを持ち込んで勤務していた者のP職助手については、当時、厚生年金保険加入対象者として取り扱っていなかったと思うと回答している。

また、G社では、正社員の場合は当時から厚生年金保険と雇用保険とは一体

として加入させる取扱いであったと陳述しているところ、申立人については同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月13日から35年4月1日までの期間(A社)、36年9月2日から37年6月1日までの期間及び同年6月1日から39年6月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和35年6月1日から36年9月2日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月13日から35年4月1日まで
② 昭和35年6月1日から37年6月1日まで
③ 昭和37年6月1日から39年6月2日まで

私は、中学卒業後、昭和34年4月1日から35年3月31日までの約1年間、A社に勤務したが、社会保険事務所の資格喪失日の記録が34年7月13日となっているので、35年4月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社を退職した2月後の昭和35年6月1日から37年6月1日までの2年間はB社に勤務したが、社会保険事務所の記録によると資格取得日が34年7月13日、資格喪失日が36年9月2日となっているので、B社における加入記録を訂正してほしい。

さらに、B社を退職した後、昭和37年6月1日からC事業所に勤務したが、社会保険事務所の記録によると、資格取得日が39年6月2日になっているので、37年6月1日から39年6月2日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社には約1年間勤務し、昭和34年秋に社員旅行でD市に行ったと記憶していることから、申立期間①は同社で勤務していた期間に当たると申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人の同社における勤務実態等については、当時の資料が残っておらず不明であると回答しているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に資格を取得している複数の従業員に申立人の勤務状況等について照会したが、申立人が申立期間①に同社で勤務していたことを記憶している者はおらず、申立期間①における勤務実態を明らかとすることはできなかつた上、当時の同僚からは、昭和34年秋の社員旅行はD市ではなくE市であったことから、記憶違いではないかとの陳述も得られた。

一方、申立人がA社の次に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日が昭和34年7月13日、資格喪失日が36年9月2日と記録されており、申立期間①についてはB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が申立期間①もA社において被保険者であったことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A社を昭和35年4月ごろに退職した約2か月後にB社に入社し、約2年間在籍したという記憶があることから、社会保険庁の記録とは異なり、同社には昭和35年6月1日に入社し、37年6月1日まで勤務したはずであると申し立てている。

しかしながら、B社は、申立人の同社における勤務実態等については、当時の資料が残っておらず不明である旨を回答しているほか、同社において厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚に申立人の勤務状況等を照会し、22名から回答を得たが、申立人の入社日、退職日などを記憶している同僚はおらず、申立人の主張を裏付ける陳述は得られなかつたことから、当時の事情は明らかとはならなかつた。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格取得日は昭和34年7月13日、資格喪失日は昭和36年9月2日と記録されており、その被保険者期間は2年1か月となることから、約2年間在籍したとする申立人の陳述内容とも符合しており、当該記録が事実と反していることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかつた。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険証の整理番号に欠番もなく、同名簿の記録に特段不自然な点もうかがえない。

仮に、申立人主張のとおり、記録上の資格喪失日である昭和36年9月2日以降も同社において厚生年金保険被保険者資格が継続し保険料を控除されていた場合、同年10月には定時決定が行われ、その後資格喪失届も提出されていたと考えられるところ、これらいずれの機会においても事業所及び社会保険事務所が申立人の記録漏れに気付かず、記録を誤ったとも考え難く、また、当該期間における厚生年金保険料の控除については、申立人にも具体的な記

憶は無く、これをうかがわせる事情等も見当たらない。

申立期間③について、同僚の証言から判断すると、時期は特定できないものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得記録が確認できる昭和39年6月2日以前から、申立人はC事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年3月1日であり、申立期間③のうち、同日以前は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、C事業所が適用事業所となる前から勤務していた同僚からは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うとの陳述が得られた。

一方、C事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、同事業所が適用事業所となった昭和38年3月1日に資格を取得している者が6名みられる一方、同事業所が適用事業所となった同年3月1日以前から勤務していたと陳述している5名の中には、新規適用日に資格を取得していない者が申立人及び申立人が名前を挙げた同僚を含め3名確認できることから、同事業所では、何らかの事情により、厚生年金保険の新規適用と同時に、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳では無かったことがうかがわれる。

また、上記被保険者名簿の健康保険証整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①(A社)及び申立期間②のうち、36年9月2日から37年6月1日までの期間並びに申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和35年6月1日から36年9月2日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 7 月まで

私は、昭和 57 年 12 月ごろの新聞で、A事業所（現在は、B社。）の求人募集を見て、社会保険と退職金制度があるとのことだったので勤めることにした。健康保険証は一週間ほどで手渡された。しかしながら、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 59 年ごろから A事業所に勤務していた B社の現事業主は、「自分が勤務を始めたころには申立人は既に勤務していた。」と陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 4 月 1 日であり、申立期間は同事業所が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B社の現事業主は、「同社が社会保険に加入したのは、A事業所が法人化した後の平成 10 年 4 月になってからであり、適用事業所となるまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。それまでの期間は国民年金に加入していた。」と陳述しており、社会保険庁のオンライン記録をみると、当該事業主は昭和 59 年 7 月から平成 10 年 3 月までの期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、当該事業主は、申立期間当時の従業員は 3 名ぐらいであったと陳述していることから、A事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たさない事業所であったと考えられる。

加えて、当該事業主は、「健康保険については、社会保険に加入するまでの

間は、C健康保険組合に加入していた。」とも陳述しており、同健康保険組合には当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間における加入記録については確認できないものの、申立人も同様に同健康保険組合に加入していた可能性を否定できない。

このほか、申立人は保険料を控除されていたと陳述しているものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社B支店（現在は、C社。）に在籍していた。当初はD業務をしており、退職する約2年前からE業務を担当していた。

社会保険事務所に照会したところ、A社B支店で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社B支店に勤務していたことは、名刺等で証明できることから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の名刺及びA社B支店における上司の証言から判断すると、申立人は申立期間において同社B支店に勤務していたことが推認される。

しかしながら、当時A社B支店で、申立人の上司であった者は、同社ではまず歩合給の委託契約者（個人事業主扱い）として採用されていたと陳述している上、申立人も申立期間中は、委託契約者であったと思うと陳述している。

また、当該上司自身も採用当初は委託契約者としてA社に入社し、一定期間経過後に試験及び面接を受け正社員に登用された時点から厚生年金保険及び健康保険に加入したと陳述している。

この点について、申立人は、正社員登用の試験等を受けた記憶は無いと陳述しているほか、申立期間における厚生年金保険料の控除についても、具体的な記憶が無いとしている。

さらに、C市における国民年金及び国民健康保険の加入記録をみると、申立人は、申立期間を含む昭和46年1月から63年4月までの期間については、国民年金に加入し保険料を納付しているほか、46年1月31日から63年5月18日までの期間は国民健康保険にも加入していることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 5 日から 37 年 4 月 2 日まで
② 昭和 38 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A事業所B支局に昭和35年11月16日から38年9月末まで勤務したが、私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所同支局には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所提出の人事記録及び職員名簿により、申立人は同事業所B支局で昭和35年11月16日から36年3月31日までの期間及び37年4月2日から38年9月25日までの期間に在籍していたことが確認できる。

また、同僚等の陳述から、申立期間①のうち、昭和36年4月1日から37年4月1日までの期間及び申立期間②のうち、38年9月26日から同年9月30日までの期間についても、雇用形態は不明ながら、申立人がA事業所B支局に継続して勤務していたことは否定できない。

しかしながら、C組合は、「申立期間のうち、昭和36年1月4日から同年3月31日までの期間及び38年4月1日から同年9月25日までの期間については、C組合員の資格を取得しており、厚生年金保険の対象者ではない。」と回答している。

一方、上記人事記録によると、申立人は昭和36年3月31日にA事業所B支局をいったん退職し、37年4月2日に再度同事業所同支局に採用され、その後38年9月25日に再度退職していることが確認できる上、当時の同事業所職員名簿を見ると、36年1月1日現在、37年7月1日現在及び38年1月1日現在の職員名簿には、いずれも申立人の氏名が記載されているのに対し、36年

7月1日現在及び37年2月1日現在の同名簿には申立人の氏名は記載されておらず、また、申立人が36年4月1日から37年4月1日までの期間及び38年9月26日から同年9月30日までの期間において在籍していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、これらの期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間のうち、年金加入記録の見当たらない上記期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間当時における同僚5人の名前を挙げているが、当該同僚5人は申立期間においてC組合員とされており、厚生年金保険に加入していない上、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 5 日から 33 年 9 月 19 日まで

私は、昭和 32 年 9 月 5 日から 33 年 9 月 19 日まで A 社に勤務し、同僚の名前も覚えている。

また、仕事帰りに事故にあったことがある。

しかし、社会保険事務所には、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている同僚を含む複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況は、確認できない。

また、同僚の 1 人は、「申立期間当時の女性従業員は、入社してもすぐに辞める人が多かったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。また、厚生年金保険に加入しない女性従業員もいた。」と陳述しているところ、別の男性の同僚は、本人が記憶している入社時期の 10 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚が記憶している申立期間当時の A 社の従業員数は約 80 人であり、一方、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間における被保険者数は 58 人であることから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことも推認される。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

なお、申立人は仕事帰りに事故にあったことがあると申し立てているものの、管轄の労働基準監督署及び警察署に当時の記録が残っていないため、当該事故について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 30 日から 51 年 6 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。
申立期間については、A社を退職後、間を空けずにB店でC業務従事者として勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社又はB店で勤務し、継続して厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に新たに被保険者資格を取得している3人は申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できない。

また、A社の事業主は、申立期間当時は自身が総務及び経理を担当していたが、被保険者資格を喪失した者について給与から保険料を控除することは無いとしている。

一方、B店についてみると、申立期間以前から同店で被保険者資格を取得している同僚2人が、申立人は申立期間に同店に在職していたと陳述していることから判断して、申立人の同店での在職が推認できる。

しかし、当該同僚の1人は、入社から1年後に、ほかの1人は入社から7年後に資格を取得していることが確認できるほか、当該同僚の1人は、B店では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させられなかったと陳述している。

また、当該同僚が、同時期にB店で勤務していたと記憶している従業員8人のうち6人については、同店で被保険者資格を取得していないことが確認できることから、同店では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていな

かったものと推認される。

さらに、B店は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況は、確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月30日から同年10月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和31年6月から32年3月まで勤務し、申立期間も継続して同社に勤務していたので、当該期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立人の資格喪失日と同一日の昭和31年9月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が適用事業所で無くなった後も、引き続き同社で総務を担当していた者は、「適用事業所でない時期に、従業員から保険料を控除したことは無い。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（旧社名は、B社。）に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には昭和 49 年 4 月ごろに入社し、倒産するまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の法人登記簿により、同社が昭和 49 年 7 月 27 日に登記され、申立人は 52 年 8 月 20 日に同社の取締役役に重任していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社及び旧社名のB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社は既に廃業しており、当時の事業主及び経理事務担当者等は連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る保険料控除等は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月25日から29年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

A社には昭和29年12月ごろまで勤務していたはずであり、27年又は28年の4月又は5月ごろに25日間程度、傷病手当金を受給し、その後職場に復帰した記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年12月までA社で勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和43年に廃業しており、申立期間当時の事業主、役員及び社会保険事務担当者は死亡しているため、同社及びこれらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち、連絡のとれた5人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

さらに、申立人は、自身の加入記録が有る時期と同時期に加入記録の有る元従業員3人を同僚として記憶しているが、申立期間に新たに被保険者資格を取得している元従業員56人については、1人も記憶していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 6 日まで
65 歳になって、厚生年金保険の手続のために社会保険事務所に行ったところ、A社で勤務していた昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 6 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金の給付制度そのものを知らなかった。
脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 6 月 25 日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時の A 社の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、彼らから申立人に係る脱退手当金の請求手続について確認することができない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 26 日から 48 年 8 月 4 日まで
② 昭和 48 年 8 月 4 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 8 月 26 日から 48 年 8 月 3 日までの期間（申立期間①）は、A社の従業員として勤務した後、同社B支店のテナント店であったC社の社長に誘われて、同年 8 月 4 日から 51 年 3 月 31 日までの期間（申立期間②）は、C社で勤務した。申立期間①について、私は 46 年 8 月 22 日にA社D支店が発行した通行証を所持していることから同社に勤務していたことは間違いない。また、申立期間②について、私は 48 年 8 月 4 日にAが発行した通行証を所持していることからA社B支店のテナント店であったC社に勤務していたことは間違いない。

しかし、いずれの期間も社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間として見当たらないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「申立人が所持する当社D支店発行の通行証は当社のパート、アルバイト従業員が使用したものであり、申立人が当社D支店のパート又はアルバイト従業員として勤務していたものと思われる。」と陳述しており、申立人が申立期間のうちの一定期間について同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、当該担当者は、「申立期間当時のパート、アルバイトに対する厚生年金保険及び雇用保険の有無については不明である。」旨陳述している。

また、申立人が申立期間について、A社厚生年金基金及びA社健康保険組合の健康保険に加入していた記録が無いことから、A社は、申立期間当時、

すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

次に、申立期間②について、A社は、「申立人が所持する、A社発行の通行証は当社B支店のテナント従業員が使用したものであり、C社記載があることから、申立人が当社B支店のテナント店であったC社の従業員として勤務していたものと思われる。」と陳述していることから、申立人が申立期間のうちの一定期間についてC社に勤務していたことは推定できる。

しかし、社会保険庁の記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、申立人が同店の本店所在地を記憶しておらず同店の雇用保険適用事業所としての記録及び商号登記簿並びに法人登記簿のいずれも確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の一部を含む昭和49年1月から58年11月までの期間、国民年金に任意加入し、50年6月1日に昭和48年度及び49年度保険料を過年度納付し、50年度保険料を現年度納付している記録があることから、自身が厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 17 日

私は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 社へ入社した。入社日は私の姪が小学校へ入学した日であったので、よく覚えている。37 年 6 月 21 日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が 33 年 4 月 1 日ではなく、同年 12 月 17 日からとなっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が社会保険庁の記録で厚生年金保険被保険者の資格取得日とされている昭和 33 年 12 月 17 日より前に A 社に入社していたことは、複数の同僚の陳述から推定できる。

しかし、申立期間前後に A 社に入社した同僚 5 人の厚生年金保険の加入状況を見ると、入社から 2 か月から 21 か月後に厚生年金保険に加入していることが認められることから、同事業所は、入社後、一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、申立期間当時の A 社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年中ごろから32年4月1日まで

昭和26年ごろ、私が以前勤めていたA社の同僚から、会社設立の相談を受け、協力することとなった。27年10月ごろに会社が立ち上がり、28年中ごろにA社として厚生年金保険に加入した。その後、33年12月25日まで勤務していたが、私の同事業所時代の厚生年金保険の記録が28年からではなく32年4月1日からとなっていることに納得がいかない。平成4年ごろに社会保険事務所に相談に行った際、当時の給与明細を提出した。社会保険事務所の方で紛失されてしまい現在は手元に無いが、給与から厚生年金保険料も控除されていたのを覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和32年4月1日より前にA社に入社していたことは、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚の陳述から推定できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の元事業主（2代目事業主）が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記録によると、同事業所が厚生年金保険の新規適用日である昭和32年4月1日に申立人を含む従業員5名の被保険者資格の取得手続を行ったこと及び社会保険事務所が保管する記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は、連絡先が不明であり、申立人の申

立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 21 日から 10 年 9 月 8 日まで

社会保険庁に、A社での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が見当たらないと回答を受けた。私は、同事業所に勤務していた期間について雇用保険にも加入しており、同事業所退職後に失業給付も受けているので、厚生年金保険にも加入していたはずである。給与明細等の資料は処分してしまったが、給与から保険料を控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A社で勤務していたことは、雇用保険の記録及び同事業所の回答により確認できる。

しかし、申立人は、申立期間について住所地の市役所において国民健康保険に加入していたことが確認でき、かつ、申立人自身が国民健康保険の加入手続を行い、保険料を納付していたものと推定できることから、申立期間については、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたものと考えられる。また、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険整理番号に欠番は無く、一連の手続に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 4 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 17 日から 38 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 13 日から 39 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 2 月 21 日から 40 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間（申立期間①）、B社に勤務していた期間（申立期間②）、C社に勤務していた期間（申立期間③）及びD社に勤務していた期間（申立期間④）について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。当時の記録が無いのに脱退手当金の支給記録だけが残っているのは納得できない。

脱退手当金を一度も請求したこともなく、受け取った覚えもない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、脱退手当金の請求手続きをした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録をみると、申立期間①に係る脱退手当金については、A社で資格を喪失した昭和 35 年 3 月 1 日から約 2 か月後の同年 4 月 25 日に、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金については、D社で資格を喪失した 40 年 6 月 1 日から約 5 か月後の同年 11 月 2 日に支給決定された記録とされているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、昭和 35 年 3 月 23 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標

準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ通知したことを示す「回答済」の表示が記されていることが確認できる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格記録が記載されたページ及び前後15ページに資格記録のある被保険者のうち、受給資格を満たし資格を喪失した者18人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めた12人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのすべてが資格喪失後4か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間②、③及び④については、申立人が所持する「脱退手当金支給決定通知書」をみると、脱退手当金として1万5,080円を申立人の住所地最寄りの銀行又は郵便局で受け取る事となっている上、同じく申立人が所持する「厚生年金保険被保険者証」には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 学校（現在は、B 高等学校。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同校に勤務し、C 業務に従事していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 学校に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 学校は、労働者年金保険の適用事業所にはなっておらず、また、同校が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の被保険者資格取得日と同一日の昭和 19 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B 高等学校に申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人が A 学校の同僚として記憶している者二人は、共に同校において被保険者記録が無く、そのうちの一人は、同校に勤務したことは無いと陳述している。

加えて、社会保険事務所の A 学校に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日に被保険者資格を取得している者は、いずれも死亡又は所在不明であり、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 40 年 6 月 7 日から勤務しており、雇用保険の記録も同日から加入しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち所在が判明し聴取することができた12人中2人は、申立人と同じ同社B部C課D係で勤務していたとしており、いずれも、「入社後2か月経過してから厚生年金保険に加入した。」としているところ、当該2人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日を比較すると、申立人と同様、本人が記憶している入社日と雇用保険の資格取得日は一致しているが、厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日から2か月後となっており、このことから、A社では、申立期間当時、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

なお、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、同社には昭和 40 年 4 月に入社し、申立期間もB業務従事者として勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び申立期間当時の社会保険事務担当者の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間内にA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、手取りの収入が多い方がよいとの理由から厚生年金保険への加入を希望せず、入社後1年経過してから厚生年金保険に加入した。」と陳述している。

また、A社は、昭和 56 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は、「会社の記録は倒産したため残っておらず、申立期間当時の会社の状況についても覚えていない。」としていることから、申立期間当時における申立人に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 3 日まで
② 昭和 31 年 10 月 26 日から 33 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 33 年 2 月 2 日から 34 年 2 月 2 日まで
④ 昭和 34 年 7 月 31 日から 36 年 4 月 29 日まで
⑤ 昭和 36 年 10 月 15 日から 38 年 6 月 30 日まで

私の夫は、昭和 29 年 4 月から 33 年 1 月まで A 社で勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和 33 年 2 月から 36 年 4 月までは B 社に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間③及び④の厚生年金保険加入記録が無い。

さらに、昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月までは C 社 (現在は、D 社。) に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間⑤の厚生年金保険加入記録も無い。

申立期間①、②、③、④及び⑤について、夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、元従業員の陳述から、申立人が申立期間の一部において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が作成し保管する「厚生年金保険・健康保険被保険者資格取得喪失管理票」に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険事務所の記録と一致しており、同社の事務担当者は、「当該管理票の記録どおりに資格の取得及び喪失の届出及び保険料控除を行ったと考える」としてい

る。

申立期間③及び④については、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた8人は、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の同社における勤務実態等について確認することはできない。

また、B社に係る商業登記簿によると、同社は、昭和42年に解散しており、申立期間当時の事業主は所在不明であるほか、その他の元役員も死亡又は所在不明等であるため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することもできない。

申立期間⑤については、D社が保管する履歴カードには、申立人の在職期間は昭和36年4月24日から同年10月14日までと記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録と一致する上、同社では、「履歴カードの記録以外の期間の勤務は無いと考えられる。」としている。

また、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた9人は、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の同社における勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤において、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年又は 34 年ごろから 35 年 4 月 8 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社 B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同工場には昭和 33 年若しくは 34 年ごろから勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年又は 34 年ごろから A社 B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、A社 B工場の同僚等を覚えておらず、社会保険事務所の同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち所在が判明し聴取することができた 10 人は、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等について確認することはできない。

また、上記元従業員のうち 3 人は、本人が記憶する入社時期よりも 7 か月から 1 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち 2 人は、「入社当初は見習いだったので、厚生年金保険には加入しなかった。」「入社当初は期間限定の臨時扱いだったので、厚生年金保険には加入しなかった。その後、準社員として継続して雇用されることになり加入した。」と陳述している。

さらに、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 16 日から 38 年 1 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）C支店に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社C支店には、昭和 37 年 3 月末で前職を退職後すぐに入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、昭和 37 年 4 月の同時期に入社したとする同僚 2 人は、社会保険事務所のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、38 年 1 月 29 日及び同年 2 月 1 日にそれぞれ被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が、昭和 37 年 4 月の入社時に面接を受けたとする元C支店長は、同年 7 月 1 日にA社C支店において被保険者資格を取得しており、同人も、「昭和 37 年 7 月 1 日付けでC支店勤務になったので、それ以前に申立人を面接することはあり得ない。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた 5 人は、いずれも「申立人が申立期間にA社に勤務していたかは分からない。」としており、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等について確認することはできなかった。

加えて、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における

申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月7日から22年4月まで

私は、昭和21年3月にA学校を4年生で卒業し、同年4月1日から同校の推薦でB社（現在は、C社。）に入社した。1か月で退社したはずはないにもかかわらず、社会保険事務所の記録では同年5月7日に退社したことになる。同年5月7日から同年7月1日まで勤務した記憶の無いD社において厚生年金保険の被保険者記録があり、納得できない。B社を退社後はA学校の同級生の紹介でE社に勤務したはずである。申立期間もB社に勤務していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年4月1日にB社に入社し、1か月で退社したことはなく22年4月まで同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間中の昭和21年5月7日から同年7月1日までの期間はD社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。申立人は同社に勤務した記憶は無いとしているが、申立人にE社を紹介したとするA学校の同級生及びその同級生の兄も申立人とほぼ同時期にD社での被保険者記録があることから申立期間中の同年5月7日から同年7月1日までの期間は同社に勤務していたと考えるのが自然である。

また、C社人事労務部は、「申立期間当時のB社の記録は保存期限が過ぎているため残っておらず、分からない。関係会社にD社は見当たらない。」と回答している。

なお、E社はF事業所として昭和22年2月に会社を創立、商業登記簿におけるE社としての会社成立日は27年3月11日であり、厚生年金保険の適用事業所となったのは26年1月1日である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 17 日から 46 年 9 月 20 日まで

私は、A社の経営者だった実兄にB部門を立ち上げるので責任者になってくれと誘われ、会社を退職して、同社に昭和 44 年 11 月 17 日から勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和 46 年 9 月 21 日になっているため申立期間が厚生年金保険の空白期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社の在職証明書から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和 46 年 9 月 21 日とされており、雇用保険の資格取得日と同一日であることが確認できることから、事業主は、記録どおり、雇用保険の加入手続と併せて厚生年金保険の加入手続を行ったと考えられる。

また、申立期間における上記名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、当該事業所の総務担当者は、「申立期間当時の担当者は既に退職しているが、私が事務を引き継いだ平成 11 年ごろは、社会保険と雇用保険は同一日に加入させており、加入させていないのに、社会保険料を給与から控除することは無かった。」としている。

加えて、申立人が名前を挙げたB部門で採用された社員 4 人のうち、厚生年金保険の加入記録があるのは 1 人だけであり、その 1 人は、厚生年金保険の資格取得日が申立人よりも遅い日となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 45 年 4 月まで

申立期間において、A社とB社（現在は、C社。）でそれぞれ3か月から4か月間、D社で約3年間勤務した。いつからいつまで勤務したか詳しくは覚えていないが、勤務した会社の順番はA社、B社及びD社の順だったと思う。

申立期間のうち、これら3社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に最初に勤務したとするA社については、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間の健康保険の整理番号に欠番が無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、A社は、「保管している資料で確認したが、申立人が厚生年金保険に加入していたことは確認できない。」とし、「社会保険の加入手続をせずに、保険料を控除することはない。」旨陳述している。

さらに、社会保険事務所の上記名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が分かった同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

申立人が申立期間の2番目に勤務したとするB社については、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚の陳述により、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、C社の人事担当者は、「B社時代の資料が残っておらず、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことを確認することはできない。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の上記名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が分かった同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

申立人が申立期間の3番目に勤務したとするD社については、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、D社が平成18年7月20日に解散した当時の代表取締役は、「保管していた厚生年金保険資格取得届で確認したが、申立人が厚生年金保険に加入した記録は確認できない。社会保険の加入手続をせずに、保険料を控除することはない。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の上記名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が分かった同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態や保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人が国民年金の資格を最初を取得した日は昭和36年8月25日であり、申立期間のうち、39年4月から40年3月までの期間及び41年4月から43年6月までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 1 月 16 日から同年 3 月 20 日ごろまでA社に勤務していた。同年 2 月から同年 4 月までの給与明細書を見ると、厚生年金保険料が計 3 回控除されているにもかかわらず、加入期間が 2 か月とされているのは納得できない。給与明細を提出するので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書によると、同社は、厚生年金保険料は翌月控除を行っていたとしているところ、申立人は、昭和 58 年 2 月から同年 4 月分までの毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかし、申立人は、A社における離職日については、昭和 58 年 3 月 25 日より前であったとしており、雇用保険の記録と源泉徴収票から申立人の離職日は同年 3 月 20 日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法 14 条において、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人の資格喪失日は、昭和 58 年 3 月 21 日であることから、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、A業を営んでいたB社に昭和50年9月から61年3月まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務したとするB社の所在地及び事業主の氏名を記憶しているところ、当該申立内容は商業登記簿の記録と一致している。

しかし、社会保険庁の記録では、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社は労働保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、申立期間当時の事業主及び申立人が同僚であったとする者の連絡先も不明であり、これらの者から申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 46 年 12 月 30 日まで
② 昭和 47 年 5 月から 48 年 12 月 29 日まで

私は、申立期間①当時、A社においてB業務従事者として仕事をしていた。また、申立期間②当時、社名変更後のC社においてD業務従事者として仕事をしていたのに、どちらの会社の勤務期間も厚生年金保険被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は申立期間①当時はA社に、申立期間②当時はC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社及びC社の事業主は、「申立期間当時は、給与手取額が少なくなるという理由で、健康保険及び厚生年金保険に加入しない従業員もおり、未加入の従業員の給与から、健康保険料及び厚生年金保険料を控除するようなことはしていない。」と陳述している。

また、社会保険事務所が保管するA社及びC社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、給与額及び厚生年金保険料控除額については記憶に無いとしている。

なお、A社及びC社の事業主から提出のあった、健康保険料・厚生年金保険料の納付記録（昭和42年1月から50年4月まで。）から、申立期間①及び②の全期間を検証したところ、上記名簿に記録されている被保険者の標準報酬月額から算出される各月の社会保険料合計額と当該納付記録に記載されている各月の社会保険料納付額とが、おおむね一致していることから、事業主は申立

期間当時、各月とも適切に社会保険料を源泉控除し納付していたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 15 日から 36 年 12 月 28 日まで
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金の請求はしていないし、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 37 年 3 月 6 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後5ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した33人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め29人であり、その全員が資格喪失後4か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、複数の同僚は、「同社を退職する前に脱退手当金受給の意思確認があった。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 46 年 2 月まで

私は、A社（現在は、C社。）で昭和 45 年 9 月から 46 年 2 月まで勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚は、「私が、申立人を同社に紹介し、入社後一緒にB業務を行っていた。」と陳述しており、申立人が同社に在籍していたことは推定できるものの、上記同僚は、「申立人の入社日及び退社日に関する明確な記憶は無い。」と陳述している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる別の複数の同僚は、「申立人のことは記憶していない。」、又は、「申立人のことは覚えているが在籍時期は分からない。」と陳述している。

さらに、A社での事務全般を担当していた同僚は、「同社は、申立期間直前の昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前から勤務していた社員の被保険者資格の取得手続を行った記憶はあるが、申立人のことは覚えていない。また、当時、新規に雇用した社員を厚生年金保険に加入させる前には、試用期間を設けていたとともに、繁忙期である冬期間には、5人ぐらいのアルバイト社員を雇用し、B業務の手伝いをしてもらっていたが、厚生年保険の加入手続は行わなかった。」と陳述している。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 15 日から 23 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、私が A 社（現在は、B 社。）に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社提出の在籍証明書及び管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前の確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間当時に同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、B 社は、A 社での申立人の在籍証明書について、「B 社に残存している申立期間当時の A 社に関する資料は、昭和 21 年 3 月 15 日現在の職員名簿だけであり、同日時点の申立人の在籍は確認できるものの、退職日を確認できる資料は無く、在籍証明書の退職日は申立人の主張に基づく日付である。」と回答している。また、A 社での申立期間当時の同僚からも、申立人の在籍時期及び在籍期間を特定できる証言を得ることはできなかった。

さらに、B 社は、「申立期間当時における厚生年金保険被保険者資格取得の取扱状況及び申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況は、関係資料等が無いため不明である。」と回答している上、申立期間当時の A 社の経理担当者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

加えて、A 社の昭和 21 年 3 月 15 日現在の職員名簿に記載されている 16 人のうち、申立人以外の 6 人についても、同社での厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、申立期間当時の同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでは無かったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 52 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 11 月 30 日まで A 社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 52 年 12 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における昭和 48 年 7 月発行の賞与支給票を所持している上、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人が同社に 2 年から 3 年間ぐらい在籍していた記憶がある。」と陳述していることから、明確な在籍時期及び期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚のうち、上記同僚を含む申立人のことを記憶していた 2 人も、「申立人の在籍時期及び勤務実態までは分からない。」旨を陳述している。

また、A 社は、昭和 63 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は、所在不明である上、当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚は、「同社には、20 人から 30 人ぐらいの社員がいたと思う。」と陳述しているところ、同社での被保険者数は昭和 48 年 4

月1日時点で9人、52年12月1日時点で8人であることが、被保険者名簿から確認でき、申立期間当時の同社では、すべての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いでは無かったものと考えられる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

また、申立期間と重複する申立人の昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料が過年度納付されていること及び51年1月から53年3月までの国民年金保険料が現年度納付されていること、さらに、A社での厚生年金保険被保険者期間と重複する52年12月から53年3月までの国民年金保険料が55年7月に還付されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月20日から32年12月15日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和22年1月20日から32年12月15日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしたことは無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和33年7月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「氏名訂正 33. 7」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和33年7月23日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は、当該台帳上の申立人の氏名訂正が同年7月になされたことを意味するものと考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できな

かったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 10 日から 34 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 29 年 6 月 10 日から 34 年 3 月 31 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 6 月 8 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 34 年 5 月 4 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から30年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B支店にC業務担当として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店にC業務担当として勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、A社B支店に勤務していた同僚は、「私はD業務を担当していた。申立期間当時、C業務担当は歩合給で厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しているところ、同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がC業務担当と記憶している同僚の名前は確認できない。

また、A社B支店で支店長をしていた同僚は、「申立期間当時、C業務担当は組織が別立てだったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時から昭和35年ごろまで、厚生年金保険の加入資格を順次拡大させていた時期に当たる。当時は事業所ごとに厚生年金保険の適用を受けており、手続は事業所に一任されていた。人事記録等が残っていないため、申立人の在籍、雇用形態は確認できない。」と回答している。

加えて、A社B支店に勤務していたほかの同僚は、「C業務担当は事業所得者として社会保険が適用されていなかったが、順次、適用が開始された。」と陳述しているところ、同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者の資格取得者数をみると、申立人が入社した昭和29年は9人、30年と31

年は14人が確認でき、続いて32年52人、33年41人、34年45人と厚生年金保険の適用範囲の拡大が見られ、35年は357人と適用範囲を一挙に拡大したことが確認できる。また、同支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和22年から35年まで同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 2 月 6 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 3 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しており、同社の業務を引き継ぐB社も平成 12 年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社には昭和 32 年 6 月 1 日に勤務を始め、3か月から5か月ほど勤めた。アルバイトで1日4時間、1か月16日の勤務であった。申立期間当時の従業員は2人ぐらいであり、事業主を含め3人ぐらいで勤務していた。」と供述しており、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険の対象事業所(従業員5人以上の事業所)では無かったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 21 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 44 年 8 月 26 日から 45 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会をしたところ、A社で勤務していた申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間における厚生年金基金の加入記録も残っているので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に在籍していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 1 月 1 日であり、同社は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社には申立期間当時の資料は保存されておらず、同社は、「詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、複数の同僚の証言及びB厚生年金基金の記録より、申立人が申立期間において病気療養のため長期入院していたものの、A社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が記録する厚生年金保険被保険者増減表より、A社は、昭和44年8月28日に申立人に係る資格喪失届を提出し、46年1月8日に資格取得届を提出していることが確認できる。

また、A社が保管していた昭和44年度の被保険者標準報酬月額算定基礎届の申立人に係る報酬額の記載欄には、「0円」と記載されており、かつ、「算定不要」印が押されていることが確認できる。

以上の事情から、申立期間②に係る申立人の被保険者資格喪失届及び取得届については、社会保険事務所の記録どおり届出が事業主から行われ、その間において申立人は事業主により厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げている者は、社会保険庁の記録によると、申立期間②においてA社に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険庁に照会したところ、A社でB業務担当として勤務した申立期間の加入記録が無かった。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の代表清算人で申立期間当時の事業主の親族(子息)及び同僚の証言から、申立人が昭和59年3月1日から61年2月28日まで、同社のB業務担当として勤務していたことが認められる。

しかし、上記の清算人は、「申立人はB業務担当として勤務し、当時の事業主の指示で雇用保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」と回答している。

また、A社は申立期間当時、C健康保険組合の適用事業所であったが、同健康保険組合には、申立期間における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和39年5月1日から平成2年9月25日まで勤務しており、この間、厚生年金保険料を控除されているが、社会保険庁の記録では同年9月が被保険者期間となっていない。勤務したのは同年9月24日までであるが、同月の厚生年金保険料は控除されており、このことは、給与明細書からも明らかであるので、同年9月も被保険者であったことを認めてほしい(申立期間①)。

また、私は、B社に平成2年10月1日から11年9月25日まで勤務しており、この間、厚生年金保険料を控除されているが、社会保険庁の記録では同年9月が被保険者期間となっていない。勤務したのは同年9月24日までであるが、同月の厚生年金保険料は控除されており、このことは、給与明細書からも明らかであるので、同年9月も被保険者であったことを認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した昭和29年4月及び退社した平成2年9月に事業主により厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社の人事記録から、申立人の同社における離職日は平成2年9月24日であることが確認でき、申立人自身も同日に同社を退職した旨を供述している。

一方、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、

月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 2 年 9 月 25 日であり、申立人の主張する同年 9 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、事業主は、「厚生年金保険料の控除方法を昭和 55 年から当月控除から翌月控除に変更し、変更時に当月分の控除額を調整した。申立期間当時の保険料は翌月控除である。」と回答している。

申立期間②については、申立人から提出された B 社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した平成 2 年 10 月及び退社した 11 年 9 月に事業主により厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人の B 社における離職日は平成 11 年 9 月 24 日であることが確認でき、申立人自身も同日に同社を退職した旨を供述している。

一方、厚生年金保険法の上記の規定から、申立人の資格喪失日は、平成 11 年 9 月 25 日であり、申立人の主張する同年 9 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、事業主は、「厚生年金保険料の控除方法を平成 7 年から当月控除から翌月控除に変更し、変更時に当月分の控除額を調整した。申立期間当時の保険料は翌月控除である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで親戚が経営する A 社に勤務した。社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間のうち、18 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

社会保険庁の記録によると、A 社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとされているが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時、厚生年金保険の適用対象者は男子肉体労働者に限定されており、厚生年金保険法の改正により女子労働者が適用対象となったのは昭和 19 年 10 月 1 日以降であることから、申立人は、申立期間当時厚生年金保険被保険者資格を取得することはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和 19 年 9 月以前に被保険者資格を喪失している女性は健康保険整理番号の記載はあるものの、厚生年金保険の記号番号欄は空欄となっていることが確認できる。

なお、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によ

ると、申立人の被保険者資格取得日は、申立期間中の昭和19年2月14日となっていることが確認できるところ、当該日付は厚生年金保険の適用対象が女子労働者に拡大される前の健康保険の被保険者資格取得日を記載したものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和22年3月6日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す記載が確認できるほか、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 49 年 5 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 48 年 8 月から 49 年 5 月までの期間、パート従業員として A 社に勤務し B 業務に従事していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社における厚生年金保険加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

私は、昭和 56 年 1 月から同年 10 月までの期間、C 社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社における厚生年金保険加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 社の F 職であったと陳述している者の氏名が、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、当該同僚から、「申立期間当時、A 社に勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が同社に勤務していたことは推測できる。

一方、申立期間当時の同僚から、「当時、パート従業員は厚生年金保険に加入しておらず、また、加入を希望する者もいなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

また、A 社は、申立期間当時から D 健康保険組合に加入していたところ、同健康保険組合では、申立人の加入記録は見当たらない旨回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿

の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

以上の事情から、A社では、パート従業員であった申立人について、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行っていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間の前に勤務していたE社を退職後、昭和59年1月19日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、待機期間及び給付制限期間を経て、申立期間の大部分に当たる同年2月26日から同年10月23日まで基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②においてC社に勤務し事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年8月1日まで
私は、昭和31年2月にA工場に就職した。

社会保険庁の記録によると、A工場における厚生年金保険加入期間は、同工場が厚生年金保険適用事業所となった昭和31年6月1日から同年7月1日までの1か月となっているが、実際には同工場が厚生年金保険の適用事業所で無くなった32年8月1日まで継続して勤務していた。

申立期間についてA工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場において昭和30年ごろから約3年間勤務した旨陳述している同僚から「申立人は、私と同じぐらいの期間A工場に勤務していた。」旨の陳述を得たことから、申立人が申立期間において同工場に勤務していたことは推測できる。

一方、申立期間当時における事実上の工場経営者であり、社会保険関係事務を担当していた旨陳述している者から、「申立期間当時、多数の女工さんを雇用していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続は希望者のみを対象に行っていた。また、被保険者資格取得後に給与の手取額を増やすため厚生年金保険からの脱退を希望する者に対しては、被保険者資格の喪失手続を行っていた。」旨の陳述が得られた。

また、社会保険事務所が保管するA工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年6月1日に被保険者資格を取得している26人のうち13人が、5か月後の同年11月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、このうちの1人から「A工場に

は厚生年金保険適用期間を通じて勤務していた。事業所から厚生年金保険を脱退するよう言われたことはないが、当時は大変な時代であったので、ほかの同僚も同じような記録であれば少しでも給与の手取額を増やすため、自ら脱退したものだと思う。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間が1か月しかない同僚が2人確認できるところ、このうち1人について、当時の社会保険事務担当者から「在職期間が1か月ということはない。」旨の陳述が得られた。

以上の事情から、申立人は、A工場が厚生年金保険適用事業所となった際、いったんは被保険者資格を取得したものの、1か月後に資格喪失手続きが行われ、以後、退職まで未加入であったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から32年4月20日まで
② 昭和32年4月20日から36年9月1日まで

私は、昭和36年8月にA社を退職した際、同社の人事担当者から「14年間勤務では年金の受給資格が無いので厚生年金保険は脱退となる。」旨説明されたが、社会保険事務所に対し脱退手当金の受給手続きを行った覚えは無い。また、当時、脱退手当金を受給した同僚からは、「退職と同時に受給した。」と聞いているが、私だけ退職してから6か月もかかっているのはおかしい。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和37年3月6日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後10ページ(200人)に記載された女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に資格を喪失した23人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め22人見られ、うち21人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社B営業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されており、同欄に「昭和36年10月19日」との記載が確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和37年3月6日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年1月12日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月29日から32年12月1日まで
② 昭和32年12月1日から38年11月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社及びB社C支社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとの回答があった。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和39年4月27日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社C支社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されたページを含む前後計11ページ(計220人)に記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した34人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め21人みられ、うち14人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、B社C支社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 7 日から 30 年 2 月 18 日まで
② 昭和 30 年 2 月 18 日から 37 年 1 月 5 日まで

A社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、支給済みとなっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和37年3月10日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後計4ページ(80人)に記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した13人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め12人みられ、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年1月30日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答した

ことを示す「回答済」の表示が確認できる上、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 2 月 19 日まで

A社B支部及びC社における勤務期間については、C社退職後に脱退手当金を受給したことは覚えているが、社会保険事務所の記録によれば、D社で勤務した期間についても脱退手当金支給済みとされている。

社会保険庁の記録では、昭和 43 年 5 月 27 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、当時、E市立Fセンターに勤務しており脱退手当金を請求するはずが無い。

申立期間について、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社B支部及びC社における勤務期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示は無く、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できない上、申立期間のみでは脱退手当金の受給要件（2年）を満たすことができず、このほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、D社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている旨の回答を得た。
私は、申立期間当時において A 社の専務取締役として、経理及び社会保険事務などの経営全般について関与していた。当時、同社は、経営不振のため社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から滞納保険料の縮減方法について指導を受けて処理したことを覚えている。
しかし、会社と個人は違うと思うので、標準報酬月額を元の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A 社は、平成 13 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同社が適用事業所では無くなった日の後の同年 4 月 6 日付けで、62 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本の記録、申立人及び A 社の元事業主の陳述から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であって、経理及び社会保険の手続を担当しており、厚生年金保険に係る届出等の事務についても権限を有していたと認められる。

また、社会保険事務所の滞納処分票によると、A 社は、平成 12 年 10 月分以降、同社が適用事業所で無くなるまでの社会保険料を滞納しており、滞納保険料の支払方法について元事業主らが社会保険事務所と協議を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、A 社の経営状況は悪く、社会保険料の支

払に苦慮しており、社会保険事務所の職員から指導を受けて、保険料の縮減に係る届出を行ったことについて了知していた旨の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、経理及び社会保険に関する事務についての担当取締役であった申立人が、A社の申立期間に係る標準報酬月額減額の^{そきゆう}遡及訂正の届出に伴う処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日に A 社に採用され、新任者教育後、同年 4 月 23 日から、臨時雇用員として B 支店に配属された。

しかし、社会保険事務所では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同じ A 社内で勤務していた友人は、昭和 40 年 4 月 1 日から加入記録が有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された A 社作成の申立人に係る「履歴カード」から、申立人が申立期間も臨時雇用員等として A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、C 社 D センターでは、「申立期間当時の社内記録は保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入の有無等は不明であるが、A 社時代の臨時雇用員等については、採用後 1 か月から 2 か月は厚生年金保険に加入させていないことが多く、また、月の途中で臨時雇用員等となった者については、翌月 1 日から加入させる取扱いをしていたと思われる。」としている。

また、同センターでは、A 社時代の厚生年金保険の加入手続は、数か所の養成所及び支店を取りまとめていた指定事業所単位で行われており、職員を厚生年金保険の被保険者とするか否かについては、各事業所の裁量で行っていたので、養成所及び小さな支店など事業所によっては、その事業所に配属されたすべての者を厚生年金保険に加入させていないこともあったとしている。

さらに、高校卒業後、申立人と同一日に A 社に採用され、E 養成所及び F 養成所で新任者教育を受講している同僚について厚生年金保険の加入記録をみると、申立人と同様に、昭和 40 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している者

が多数確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日も昭和40年5月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。